

## 第40回（第26回定例会）柏市第二清掃工場運営委員会会議次第

平成30年3月23日（金）午前10時～正午  
柏市南部クリーンセンター 3階大会議室

### 1 開会

### 2 環境部長あいさつ

### 3 議題

#### 第1 第39回(第25回定例会)柏市第二清掃工場委員会議事録（確定済み）について

..... 1～21

#### 第2 監視項目の測定結果（平成29年8月～平成30年1月分）

の評価及び報告事項 ..... 22～44

#### 第3 南部クリーンセンターにおける放射性物質対応経過について

..... 45～46

#### 第4 その他 ..... 47～49

#### 第5 柏市第二清掃工場委員会および柏市第二清掃工場運営委員会の実施状況及び今後の日程について

50～52

### 4 その他

### 5 閉会

## 第39回（第25回定例会）柏市第二清掃工場運営委員会議事録（確定済み）

### 1 開催日時

平成29年9月29日（金）午前10時00分～11時40分

### 2 場所

柏市第二清掃工場大ホール

### 3 出席者（敬称略）

委員：小野宏哉（委員長），佐々木健（副委員長），井原智彦，佐田幸一，米元純三，沓澤勇夫，篠田 操，鈴木俊一，中澤洋美，日暮栄治，渡邊勝蔵，佐藤憲夫，関根信三，山崎敬，根本英子，土井八郎，山崎俊輔，渡邊起造，大谷長弘，堀口昭三，妹尾桂子，横尾禧安，久米美千子，松田正敏

事務局：環境部長 國井

南部クリーンセンター 所長 金井，主幹 幕内，伊原  
主査 中道，主任 風澤，中山，川井  
廃棄物政策課 課長 荒巻，主幹 杉山，副主幹 寶田  
主任 山田

柏環境テクノロジー(株) 代表取締役 下手，所長 宮園，  
副所長 幅，保全責任者 森田

日立造船(株) 環境東京営業部 佐竹

環境計測(株) 齋藤，大川

(株)上総環境調査センター 宮内

### 4 環境部長挨拶

### 5 議題

第1 第38回（第24回定例会），柏市第二清掃工場委員会議事録（確認済みの案）について

第2 監視項目の測定結果（平成29年2月～平成29年7月分）の評価及び報告事項

第3 南部クリーンセンターにおける放射性物質対応経過について

第4 その他

第5 柏市第二清掃工場委員会及び柏市第二清掃工場運営委員会の実施状況及び今後の日程

### 6 会議要旨

**事務局** おはようございます。ただいまから第39回（第25回定例会）柏市第二清掃工場運営委員会を開催いたします。本日は，委員の皆様方にはご多用の中

ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に送付させていただいております「委員会会議資料」と、本日お配りしています「事前質問・事前意見について」と「委員名簿」とA3の「ごみ処理の流れ」のコピーになります。資料をお持ちになっていらっしゃる方や資料に欠落などありましたら事務局へお申し出ください。

次に、今回から新たに委員になられた方をご紹介します。逆井町会の渡邊勝蔵様とファミリーハイツ逆井の山崎敬様です。申し訳ございませんが、一言ずつご挨拶の方をよろしく願います。

(新委員挨拶)

続いて、今年度初めての委員会となりまして、市役所の方も4月に人事異動等がありましたので、大変恐縮ですが、時間を設けさせていただいて自己紹介をさせていただきます。

(市役所自己紹介)

最後に、こちらの清掃工場を管理しております柏環境テクノロジー株式会社ですが、代表して社長の方から一言挨拶をお願いします。

(社長挨拶)

では、議事に入る前に環境部長よりご挨拶申し上げます。

**環境部長** 本日はお忙しい中、柏市第二清掃工場運営委員会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、委員長をはじめ、出席いただきました皆様方におかれましては、柏市の清掃行政また市政全般にわたり、あたたかいご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

本日の委員会は、柏市第二清掃工場運営委員会と名称が変わって初めての定例会でございます。自治法にのっとり正式にこの委員会が柏市の附属機関として位置づけられたところですが、遅ればせながら大変申し訳なかったのですが、これからもきっちりと公式の機関として運営していきたいと考えております。

また、新たに2人の方にご参加願うことになりました。当委員会の新しい歴史が始まるという感じを持っているところでございます。これまで振り返りますと、例えば指定廃棄物のことであるとか皆様に様々なご審議をいただき、ここまでやっと安定した稼働を進めることができました。工場周辺の方々には改めまして感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

本日の委員会では、まず運転の稼働状況をご説明するとともに、周辺にお住まいの方々への情報提供の方法に関する件や、あるいは審議会の定数に関してご提案をさせていただきたいと考えております。皆様から忌憚のないご意見を賜りましてより良い清掃工場の運営管理に努めて参りたいと考えておりますので、今日1日どうかよろしく願います。

**事務局** ありがとうございます。ここで本日欠席の委員についてご報告いたします。籠委員からご都合により欠席する旨のご連絡をいただいております。

それでは、これより委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは議事を進めて参りますが、今3名の傍聴を希望される方がいらっしゃるということでございます。入室していただいてよろしいでしょうかということをお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。ありがとうございます。それでは、了解をいただきましたので傍聴の方にお入りいただきたいと思っております。

それでは議事を始めさせていただきます。まず最初に傍聴の皆様をお願いいたします。この会議は原則として公開としておりますが、傍聴に際しては入口付近等に掲示した注意事項を守っていただき、円滑な会議運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、議題第1 第38回(第24回定例会)柏市第二清掃工場委員会議事録について、事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局** 第38回柏市第二清掃工場委員会議事録につきましては、お手元の資料集の1ページから20ページまででございます。既にご確認いただいていると思いますので説明は省略させていただきます。なお、この議事録につきましては既に柏市のホームページにも掲載されております。以上です。

**委員長** ただいまの説明につきまして質問等がありましたら、挙手の上、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。ご発言はございますか。よろしいでしょうか。それでは、この議事録につきましてはお認めいただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

では、議題第2 監視項目の測定結果(平成29年2月から平成29年7月分)の評価及び報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局** 議題第2 監視項目の測定結果(平成29年2月から平成29年7月分)の評価及び報告事項について、資料の21ページから説明いたします。また、今回も事前質問をいただいておりますので質問箇所も併せて回答していきます。よろしくお願いいたします。

監視項目 1 排ガス基準(排出口)におきまして、運転稼動していた1号炉と2号炉の煙突内にて各項目を測定しました。ばいじん量・硫黄酸化物・塩化水素・窒素酸化物・水銀について、1号炉で2月10日・7月4日、2号炉で3月10日・4月11日の計4回測定を行いました。表の通り、全て基準値以内です。

次に22ページ、2 ダイオキシン類(コプラナ・ポリ塩化ビフェニルを含む)になります。排ガスについて大気排出基準の測定は2号炉で5月9日、飛灰基準の飛灰固化物測定は1号炉で2月10日、2号炉で5月9日に実施しました。溶

融スラグは溶融を停止しているのでスラグの発生がないため測定はしておりません。その代替として排出している主灰の測定結果を報告します。飛灰と同様測定は1号炉で2月10日、2号炉で5月9日に実施しました。表の通り、排ガスについては基準値の0.01ナノグラムよりも大きく下回った数値となっております。また、飛灰固化物及び主灰についても基準値の3ナノグラム以下の数値となっております。

次に下の表に移ります。放流水についてですが、飛灰、主灰と同じく2月10日と5月9日に測定を行い、水質排出基準の保証基準値である10ピコグラム以下の測定値となっております。以上のように全て基準値以内の適合値内となっております。

次に23ページから25ページ、3 騒音基準（清掃工場敷地境界及び敷地内）になります。7月の測定結果を評価月としています。この測定箇所は26ページの図で示されている測定点で測定を行いました。数値は表の通りです。7月18日の昼間では17地点、夕方では5地点、7月18日から19日にかけての夜間では10地点、19日の朝では16地点が基準値を上回りました。ここで、騒音測定について事前質問がありましたので回答します。質問内容としては、騒音基準については評価が表記されていません。その背景を教えてくださいとのことでした。騒音測定の予定日として評価月として7月の上旬を予定していましたが、予定の天候が雨で測定ができず7月の中旬となってしまいました。7月の中旬ですと虫の鳴き声で、朝と昼間がセミ、夕方と夜が鈴虫等の羽虫、カエル等の泣き声が測定されてしまい基準値を上回ってしまいました。

来年度につきましては、毎年6月に行っている定期修繕が終わり次第測定ができるよう準備をして、適切に騒音測定が行えるよう対応していきたいと思っております。

次に27ページ、4 振動基準（清掃工場敷地境界）になります。7月の測定結果を評価月としています。測定箇所の4点は清掃工場の敷地の東西南北にあたる測定点、ナンバー1、3、15、17です。数値は表の通りです。全て基準値以内の数値となっております。

続いて28ページから29ページ、5 悪臭基準（清掃工場敷地境界及び敷地内）になります。7月の測定結果を評価月としています。臭気濃度は3月10日に東西南北の4箇所。評価月の7月18日に10箇所測定しました。臭気濃度の数値は表の通りです。全ての箇所で計量結果定量下限値未満でした。また、悪臭物質も3月10日と7月18日に測定しましたので報告します。それぞれ風下である地点で測定を行い、3月10日はナンバー15、7月18日はナンバー3で測定を行いました。悪臭物質の数値は表の通りです。全ての項目で計量結果定量下限値未満でした。

続きまして30ページから31ページ、6 排水基準になります。こちらも7月

の測定結果を評価月としています。今回は参考として2月と5月のデータを報告します。表の通り全て基準値以内となっております。

続きまして32ページから35ページ、7 溶融スラグ及び飛灰固化物になります。飛灰固化物は焼却飛灰固化物の溶出試験の結果を報告しています。また、溶融スラグは溶融を停止しているので発生していませんので代替として、工場から排出している主灰の溶出試験の結果を報告します。評価月は毎月になります。測定日は1号炉を2月10日、7月4日。2号炉を3月10日、4月11日、5月9日に行い、いずれのデータも基準値以内に適合しております。以上でI 監視項目の報告を終わります。

続いて36ページ、II その他の監視項目 1 大気測定（工場棟西側）になります。これも7月の測定結果を評価月としています。7月12日から18日までの1週間、並行測定器を設置し測定しました。既存測定器及び並行測定器の測定結果は全て基準値以内でした。また、社団法人日本環境技術協会の一貫性の評価を行い、その結果は一貫性良好でした。

続いて、37ページ、2 大気中のダイオキシン類（コプラナ・ポリ塩化ビフェニルを含む）になります。大気中ダイオキシンの測定は千葉県内で実施している日時に沿って行い、測定平均値はいずれも環境基準値0.6ピコグラム以下を下回った値です。

続いて38ページ、井戸水調査（第四水源地7号井戸原水水質試験）になります。測定は年1回、柏市水道部が測定した試験結果を報告します。6月19日と23日に採水を行い、原水基準値に全て適合しております。

以上でII その他の監視項目の報告を終わります。

続きまして39ページ、III 報告事項（平成29年2月から平成29年7月）を報告します。焼却量協定事項報告は、1号焼却炉の稼働日は平成29年2月1日から2月28日の28日間及び平成29年6月27日から7月31日の35日間稼働しました。続いて2号焼却炉の稼働日は平成29年2月28日から6月1日の94日間稼働しました。全炉停止期間は6月2日から6月26日の計25日間停止しています。なお、2月から7月までの期間 1 焼却量、2 排ガス量、3 排水量、4 灰溶融量につきまして、表に記載しております通り協定事項に適合しております。

次に、5 第二清掃工場に係る事故について報告します。事故の発生はありませんでした。

次に、6 その他必要な事項について報告します。（1）前回第二清掃工場委員会後の故障等について、故障等はありませんでした。（2）柏市第二清掃工場臭気モニターによる通報及び一般の苦情について、いずれも通報はありませんでした。

次に（３）小規模爆発事故後の水素濃度について報告。平成２５年１０月２２日小規模爆発事故後、主灰バイパスコンベヤ等の水素濃度を継続して確認しています。４０ページから４６ページまで毎月の水素濃度日別最大値のグラフを載せています。低い値で安定しています。

以上でⅢ 報告事項の各測定結果一連の報告を終わります。

これで第２ 監視項目の測定結果の評価及び報告事項を終わります。以上です。  
**委員長** ただいまの説明につきまして質問がありましたら挙手の上、お名前を言っていたからご発言をお願いいたします。どうぞ。

**委員** 測定結果の基準値以下とか未満とか表示がありますが、これは本当に正しい表示の仕方なのかどうか。要するに、測定値そのものを全部細かく表示する必要はないけれど、ミニマムいくらかマキシマムいくらか、その程度の実測値を掲載すべきではないかというのが１つ。

３９ページの報告事項の中で、その他必要な報告事項の２番目の臭気モニターによる通報で、具体的に通報があったことがあるのかどうか。それから、存在意義がその後ずっと存続しているのかどうか気になります。これについてお話しください。

それから（３）の小規模爆発事故の時は何が原因で爆発したのか、ちょっと前のことで失念しましたのでご説明ください。以上３点です。

**委員長** 他の委員も質問をお願いいたします。

**委員** 騒音の所で、２４ページにいみじくも記載されていますが、評価の仕方をど忘れしたということで申し訳ないのですが、測定点２０の地点全てをクリアしないと評価として６月だろうが７月だろうがそれぞれが丸適になるのかどうかど忘れしていたもので。今回のように１７地点でオーバーという形になったというのは、虫のせいということであってもポイントとしては大き過ぎるなと思ったものですから。その１点です。

**委員長** お２人の質問まとめて４点ございますが、説明お願いいたします。

**事務局** まず測定の数値でございますが、基本的に定量下限以上のものについてはその数値を出しています。ただ、定量下限を下回ってるものについては未満という形を出しているということで、定量下限値未満の数値を出したらいいのではないかということだと思いますが、定量下限値以下のものというのは不確かな数値になりますので、あくまでも通常は定量下限値未満という形で記載しております。これは今までもずっとそういう形でやってきております。

それから臭気モニターの件でございますが、今回は１回もございませんでした。基本的にそれほど多いものではございません。いつかは忘れてしまいましたが、ここ２年ぐらいの間に１度、臭気モニターから煙の臭いがするというような報告がございまして、そのときに風向きとか工場の稼働状況などを調べてモニターの

方にはご報告しております。

それから、後ほどご報告しようと思っていたのですが、今日お配りしました「事前質問・事前意見について」という冊子を見ていただきたいのですが、「水素発生化学式は」という事前質問をいただいております。これは当時第31回の柏市第二清掃工場委員会の資料の抜粋ですが、「可燃性ガス発生原因について」ということで、「焼却灰に金属アルミニウムが含まれた場合、アルカリ水中で水素ガスを発生するため、今回原因となった可燃性ガスは主灰加湿機で発生した水素ガスであると思われます。」ということで、その下に化学反応式が例として載せてございます。

それと、騒音の関係でございますが、先ほどもちょっと説明はしているのですが、事前質問の中で、通常のものであれば評価が表記されている訳ですが、今回表記されていないということについてのご質問ですが、端的に言いますと今回は評価できる状態ではなかったということになります。この状況は昨年と同じでございました。今回それと結果的には同じような形になってしまった訳ですが、私どもとしましてはスタートを早くしたといえますか、7月の頭にやれば少なくともセミは鳴いていないだろうと、7月の最初のリフレッシュプラザが停止している火曜日に測定をしようということになった訳ですが、雨が降ってきてできなかったということもありまして、2週間後の18日になってしまい、そのときにはセミが結構鳴き始めてきたということになっています。もし皆様に許していただけるのなら、7月評価となっておりますが、少し前倒しして6月中旬ぐらいから測定日を設定して、場合によっては6月中旬あるいは下旬ぐらいに測定したものをもって評価していくという形をとっていきたいということで先ほどお話ししております。それと、今年度のこの結果につきましては評価できる状態ではなかったということで、本当は7月にやらなければならないのですが、虫が鳴いていないような2月とかに再度測定をして評価をしていくことを考えております。以上です。

**委員長** では、ただいまの点につきまして、どうぞ。

**委員** 1つは、測定値の表示の仕方についてちょっと説明がわかりにくかったのですが、せめて重要項目については実測値をミニマムいくら、マキシマムいくらと表示すべきだと思います。あまりにも雑ぱく過ぎると思います。表示の意味がない。基準値以下なんていうのは当たり前のことであって、どういう数値であったかを我々は知りたいのであって、その辺は全項目については必要ないかもしれませんが、重要項目のシアンとかヒ素とか水銀等々については測定値を具体的に表示していただきたい。これは希望というか申し入れです。

それから臭気モニターですが、これはたまたま私がかつて工場勤務のときに、そういうシステムを作ったのです。これは、活動を存続させるためにはこちらか

ら時々担当が行って、どうですかということをやらないとマンネリズムになってしまいます。その辺はおやりになった方が良いかなと思います。これはアドバイスです。

ちょっと測定値の表示についてお答えいただけますか。今言った主要項目については実測値を表示すべき。

**委員長** というご意見ですが、専門委員で何かご発言があればいただけますか。定量下限値以下の数値について表示をどうするかという話です。では事務局どうぞ。

**事務局** 今回測定と分析を担当しております業者から、定量下限値について説明申し上げたいと思います。例えば正しいかどうかわかりませんが、例えばものさしを使って長さをはかるときに、一般的なものさしだと1ミリぐらいまでは目盛りがふってありますが、それ以下の長さというのは無理やり目ではかって0.5ミリだとか0.2ミリと言うことは可能ですが、それは正しくない不確かな数値になると思います。化学の分析もこういうところがございます、測定する機械だとか、サンプリングするときの条件とかで保証できる範囲というのがございまして、それよりもより小さい、とてもはかりきれないような小さな数値について定量下限値という表現をさせていただいております。その中で無理やり数値を出してご説明するのが良いのか、0.5ミリだとか0.3ミリだとかわからないけれどもだいたいそのぐらいとって説明するのが良いのか、それはもう正しくははかれないし、環境基準から十分低い数値なんですよと説明するのが良いのかというところで、一般的に定量下限値という表現で、目的の数値より十分小さいし、測定もそこまで正しくははかれませぬのでという意味で定量下限値という言葉を使わせていただいております。なので、私ども測定する側から申し上げますと、無理やり不確かな数値をお出しするよりは定量下限値という形で報告させていただきたいと思います。わかりづらいかもしれませんが、よろしいでしょうか。

**委員長** はい、他の補足の説明は。ちょっとお待ちください。

**委員** 私どもの関係会社にも分析センターというのがありまして、その辺の事情はよく承知していますが、実際にこれは市に対してもこんな未満で報告されているのですか。これは受託会社としてその責を果たしてないと思います。だから僕が申し上げてる。測定器の測定限界というのは確かにあるのかもしれないけど、それが法律で定められていて、これ以下という表示になっているところもあるけれども、具体的な数字で表すのが本来の役割だと思います。そうでなかったらこんなの報告の意味がないと、私はそういう関係会社に対しましては厳しくしております。だからその辺はしっかりやってもらわないといけない。

**委員長** ご意見であれば今のご意見で結構ですが、もし議論が必要であれば専門委員にも伺いますが。定量限界値以下の表記については化学の分野で標準的な、

あるいは工学の分野で標準的な、あるいは生物での標準的な取り扱いがあるはずで、それを踏まえて事業者は仕事をしている。そのために規格もある訳なので、それと逸脱しておかしいという話であればここで議論をしてよろしいかと思いますが、その常識的な通常の扱い以上のことを求めるのであればその別の根拠がないとこの場では議論にできませんので、一応ご希望は承りましたが、できないものはできないということで回答があればこの場は終わりたいと思います。先ほどの説明は、事業者としては正確でないものは出せないという、定量限界値以下については測定値が保証できないということが私の理解する主旨です。この場は監視委員会ですので、測定限界以下であれば当然保証値のかなり下でありますので、何らかの危惧があって定量限界値以下の数値が必要だということであればやっぱりその議論が必要ですが、そうでないのであれば精度管理の問題を通常の扱いを超えて追及する積極的な理由が私は今は理解できないので、この場ではご意見として受け止めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。一言どうぞ。

**委員** それでは表現の仕方を工夫して、あなたがおっしゃるように測定限界値以下とか法律の用語があるでしょう。そういう表現に変えたほうが良い。それについてどうですか。

**委員** 最初にこの委員会に出席したときに私もこの表示にちょっと疑問があっただけで同じ質問をして、それはもう書かなくても良いのではないかとということで皆さん納得した事項なんですね。前々回の議事録を見てくださいれば同じことを私が言っています。それで、書かなくて良いということに決まってそれでもう解決した話です。今さらまた同じことを言う必要はないと思います。

**委員長** 重複する議題も多いので同じような取り扱いを必要とする。要するに、定量限界値以下についてはこの表記で対応したいということです。基本的な問題はここでの議論にとっての基本的なものに限りたいので。今までの委員会でも、いろいろな表記が混在しているのでちゃんと統一するということなので、法律になじむ用語になっているというのがこれまでの議論の経過です。それと違うのであればここで正す必要があると思いますので、この表記については、私の理解では通常の表記と理解していますが、それでよろしいですか。違っていただければご指摘いただきたいと思います。よろしいですか。ということですので、この表記で問題ないというのがこれまでの度重なる議論の結果です。

**委員** これは委員会ですから、委員会で決まったことは議事録を見れば明らかですから、現状のまま進めていただきたいです。

それからもう1つ、騒音基準で先ほど説明がありましたが、やはり委員としてはこれだけ毎回毎回測定値の基準を超えてくる訳で、今回は虫の声でしたが前回は自動車の音でした。その前は室外機の音でしたと、こういうことでやる訳です。私は新栄町町会から出ていますので、町会の役員会ではきちんとこの委員会の内

容を報告しています。そうすると、全体としては良く聞いてくれて、他のに対しては皆さん安心した顔をしています。騒音と悪臭について報告すると毎回失笑が起こります。そんなのだったら何ではかる必要があるんだとある人から言われました。大事なことは工場から出る騒音があるかどうかです。我々が知りたいのは。別に虫の声を測定してもしようがないので、補正ができないのであればはかる場所を変えたらどうですかというのを前回提案しました。ただ、そのときは委員会としては数値の継続性という問題があるので否決されてしまいました。だとして、今20箇所はかっていますが、補正ができないのであればもう遠い箇所は減らして、逆に室内をはかってみよう。稼動しているときに機械の異常音が出るのが一番怖いのです。そういうのが一番最初に聞こえてくるのは室内じゃないですか。基準値を変えなくてはいけないと思いますが、建物の中でどのぐらいなのかということで、もう一度検討をお願いしたいです。というのは、前回は適正な測定をしますと言って終わっていて、その結果がこれです。やっぱり虫の音が入ってしまうと。それができないのであれば、もうはかる場所とかを変えることももう1回検討していただいた方が良いのではないかと思います。以上です。

**委員長** 議論が錯綜しましたが、まず第一に先ほどの表記につきましては、議論を踏まえたこの形で対応していただくことに決まったのであればそれで対応したいということでございます。ご了解いただきたいと思っております。

それから、新たなご指摘もありますので、騒音についての取り扱いについて事務局からお願いします。

**事務局** 確かに2年続けて同じようなことをやっていて本当に申し訳ないと思っています。そういった意味では、前回第38回の委員会の資料で12月にやった4地点を見ると、虫とかそういったものがないもので基本的には工場の音、もちろんバイクとかは通りますのでそういったものを補正した上で工場からの騒音についての測定値が出てくるということになります。ですから、確かに何で虫の声ばかりという話で、先ほど私が言いましたように6月の中旬から始めたとしてもまたなる可能性もあるので、場合によっては7月評価月というのを少し変えるようなこともあってもいいのかなとも思っているのですが、それはもちろん皆さんの考え方だと思いますので、なかなか6月7月ぐらいだと難しいかなというところは測定をしていて、あります。以上です。

**委員長** 以前1回ここでした議論では、測定時期を変えるという案も検討したかと思っております。そのときの議論は、窓を開けて外の音を拾いやすい状況で音を知りたいんだということだったと思うので、こういう結果になっている訳ですね。この時期こういう形になるとしても、一応はかっているということの意味はあるだろうということを出している訳ですが、さっきもご指摘があったように意味がないということもありますので、もし工場から音が出ていること自体をモニターしたい

ということであれば、本当に時期をずらしてでも監視するのが本来の監視かなと思います。その点は検討していただいて、実施可能な、なおかつこの委員会の測定のパターンと合うようなものを、今日の議論も踏まえて一度ご検討いただいた結果を示していただければと思いますが、いかがでしょうか。

**委員** ちょっとおかしいと思ったのが、39ページを開けていただくと稼働の期間が書いてありますよね。前回もそうなんです、全炉停止期間が6月2日から6月26日になって、もし毎年6月が全炉停止期間だったらその期間に騒音をはかってもしょうがないので、停止していない状態ではかかっていただきたいと思います。

**委員長** ありがとうございます。いつもそういう配慮はしてきたのがこの清掃工場の測定のパターンだと理解しております。先ほどの続きで、事務局から発言があればどうぞ。

**事務局** 測定月としては、7月と補足ということで12月にやっております。今年度につきましても12月に再度測定をするつもりでおりますので、その結果を見ていただいて、次年度どうするかというのをまたご判断していただければと思います。以上です。

**委員長** では、本来の騒音がはかれる12月のデータを見た上で、7月の騒音測定をどうするかということについて次回検討したいということで事務局からご提案がありましたので、もしご異議なければひとつそういう対応をとらせていただきたいと思います。この点はよろしいでしょうか。ありがとうございます。その他、ご意見はご意見として承ったということで、他にご発言なければ次の議題にいきたいと思いますがよろしいですか。ありがとうございます。

では、次の議題に進みたいと思います。第3の南部クリーンセンターにおける放射性物質対応経過についてということで、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 南部クリーンセンターにおける放射性物質対応経過についてご説明いたします。資料集は47ページと48ページをご覧ください。

まず最初に1の指定廃棄物の保管量につきましては変わっておりません。なお、その表に書いてあります最終処分場の保管方法が前年度末にドラム缶埋設からコンクリートボックスに変更になっております。

2 放射性セシウムの測定結果についてです。主灰については、5月6月が200ベクレルを超えています。この時期枝草の量が年間を通して最も多くなる時期でありまして、今年度から枝草の焼却量を若干多くしたことから高くなったと考えております。飛灰固化物はだいたい900ベクレル未満でございます。放流水も排ガスも不検出でございました。

次に、3 空間放射線量測定結果の経過についてです。上の方に南部クリーンセンターの敷地及びその周辺の測定結果が載っております。上の表の網掛けが最

も濃い部分が今年の8月17日の測定結果です。1年前、2年前という形で載せてございます。下の表も同様に仮保管庫周辺の測定結果です。全体として放射線量は減少しています。以上です。

**委員長** ただいまの説明について質問がございましたら、挙手の上、お名前を言っていたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、そういうご説明ということでご了解をいただきたいと思えます。

それでは、議題第4 その他について説明をお願いいたします。

**事務局** 議題第4 その他でございます。まず資料集の49ページをご覧ください。こちらにつきましては、飛灰固化物のダイオキシン類が1.7ng-TEQ/gになった原因について説明いたします。

**事務局** 今回飛灰固化物のダイオキシン類が1.7ng-TEQ/gになった原因についてご説明をさせていただきます。説明にあたりまして資料集の49ページ、A3のカラーのごみ処理の流れを使用しますのでよろしくをお願いいたします。

それでは説明させていただきます。ダイオキシン類は800度以上の高温の元では分解されることとなっております。柏市第二清掃工場の焼却炉の炉内温度は900度前後で焼却していますので、ダイオキシン類は分解されていると思えます。焼却炉を出た排ガス中にはダイオキシン類は分解されてほとんどありませんが、排ガスが冷却される段階、特に200度から400度の温度域でダイオキシン類が再合成されることがわかっております。そこで、焼却炉の中でどこがその場所かと申しますと、A3のごみ処理の流れをご覧ください。ちょうど真ん中の左側、赤く焼却炉と書かれているところがございます。焼却炉を出た排ガスは焼却炉の上のボイラを通過し節炭器に入り、その後集じん器に入っていきます。この節炭器がちょうど再合成される温度域に該当します。節炭器の温度は入り口が300度前後、出口が190度前後となっております。通常排ガスは数秒で節炭器を通過しますが、排ガスに含まれているばいじんの一部は節炭器内に付着します。その付着したばいじんはダイオキシン類が再合成される温度域に長時間残ることによって、ダイオキシン類が多くなっていると考えられます。それでは資料集の49ページの囲みの中をご覧ください。8月17日にこの節炭器の清掃飛灰を集め、翌18日にそれらの飛灰を含めて測定を実施しております。この清掃飛灰が加わったことにより数値が上がったものだと考えられます。今後の改善策につきましては、節炭器の清掃飛灰は産業廃棄物として処理することで飛灰固化物のダイオキシン類が高くなることはないと考えております。以上になります。

**事務局** 次に50ページをご覧ください。定数の削減についてでございます。事前にご意見をいただいております。資料集の説明不足の点を補足しながら説明いたします。今回の定数削減につきましては、当委員会が附属機関になったことから当委員会の定数について検討し提案したものです。柏市附属機関等組織運営要

領では、附属機関の委員の数はおおむね15名以内となっておりますが、当委員会は今までの経緯から28名以内となっております。限られた時間の中に議論を尽くすにはやや人数が多いと考えました。では、今回提案した定数削減方法ですが、4町会1自治会と3ふるさと協議会の推薦枠について、2名から1名に減少することとしています。なお、公募委員、学識経験者委員については今回提案していません。次回委員会には全体の定数について提案させていただきたいと考えております。また、町会等の推薦委員の負担を軽減するため、新たに仮称ですが委員会ニュースを町会等で回覧することを考えております。隣接町会をはじめとして周辺住民の方にはこの委員会ニュースを目にすることで、住民の方が従前から気になっていたことなどについて、町会あるいは協議会を通して意見を集約していくことに加えて、直接南部クリーンセンターへ連絡することもできるということも理解していただくことで、委員の方のご負担が軽減できるものと考えております。また、回覧することで住民の方が改めて委員会の開催について知っていただくことができるかと思っております。本日のご意見等を踏まえ、次回委員会においてさらにご説明して参ります。また、町会等の推薦された委員の方には次回委員会までに持ち帰ってご検討いただきたく思っております。以上です。

それと、今日お配りしました「事前質問・事前意見について」はほとんど説明しておりますが、もう一度ご覧ください。最初に先ほど質問にもございました可燃性ガス発生原因といいますか、水素発生の化学式ということはそちらに書いてある通りでございます。騒音の評価につきましても先ほど説明がありましたのでこれも省略させていただきます。一番下の47ページの指定廃棄物について廃棄物政策課から説明させていただきます。

**事務局** 当市保管指定廃棄物移設に関する国・県のその後の動向・進捗状況についてということで回答します。

国が行う長期管理施設の確保に関しましては、現在のところ大きな進展は見られない状況です。このことに関して、柏市を含めた5市の市長は今年8月28日に環境大臣に対して要望書を提出しました。要望事項は次の通りです。

1点目が、これまで国が説明してきた千葉県内1か所での集約管理の方針に基づいて、指定廃棄物の長期管理施設を一刻も早く確保すること。

2点目が、指定廃棄物の長期管理施設の確保に関するスケジュールを改めて明示すること。

3点目が、一時保管の長期化に伴い、市民への説明並びに実情に応じて生じた費用負担を支援することとなっております。

この要望に対して対応した環境副大臣からは、「地域の皆様方にご心配をおかけしていることについて深くお詫びしたい。」「一時保管が長々と続いていることについては、環境省の職員も千葉市や千葉県との相談はしているものの、残念

ながら皆様方が満足するような形を作れていない。国としてはきちんと準備をして、森田県知事や熊谷千葉市長とも話をしていかなければならない。」との主旨の回答がありました。また、この他にも本市としては環境省との打ち合わせ等において、国と千葉市との間でより積極的に話や協議をするよう求めてきています。また、千葉県の動向につきましましては担当している循環型社会推進課に確認したところ、やはり環境省と情報等のやり取りなど話をされていて、その都度速やかな処理を要請していますという回答をいただいております。柏市としては今後も継続して、環境省並びに千葉県に対して早期の一時保管の解消等を強く要望して参ります。以上です。

**事務局** 今までの事前質問に対する回答ということで、その次のページに事前意見ということで載っています。50ページの定数削減について、ここに書かれているようなご意見がございました。これについての説明は、先ほど説明しておりますので省略いたします。以上です。

**委員長** これについてはご質問がありましたら挙手の上、お名前を言っていてからご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

**委員** 焼却灰について、今国に要望とかいろいろしていますが、汚染土は市町村で地下処分と9月5日の読売新聞の記事に出っていますが、この汚染土と同じように焼却灰も環境省ではこのような考えを持っているのかどうかお伺いしたい。以上です。

**委員長** そういう件について情報があるかということですね。事務局の方でお願いいたします。

**環境部長** まず、汚染土の話と焼却灰の話というのは実は分けられています。性質が相当違うということで、この放射性物質を処理していくために国は完全に分けて実験をやったりしているところがございます。基本的には焼却灰が南部クリーンセンターの端で管理されているところですが、これについては以前から県の中で1か所きちんとした長期管理施設をつくって、最終的には施設の中に置く、あるいは施設の中に埋めるというような形になると思いますが、そういう施設をつくってやろうということでございます。補足しますと、汚染土壌、土の関係につきましましては量が桁違いに多いので、国の方でこの9月に検討会を立ち上げました。その検討会が始まったという記事だったと思います。

誤解されないように改めて言いますと、焼却灰については今低濃度のものは埋めておりますが、ただ単にその辺に埋めるというような話ではなくて、特に南部クリーンセンターにある柏市内で保管している指定廃棄物については、基本的にどこか最終処分場とかきちんとした施設の中で保管あるいは処分されていくということでございます。土については検討が始まったということでございます。以上です。

**委員長** 他にご意見等ご発言があればどうぞ。

**委員** 今のところの問題ですが、国が行う長期管理施設の確保についてはという以下の文章で、現在のところ大きな進展は見られないと書いてありますが、大きな進展どころか逆に後退していると思っています。もう少し具体的に大きな進展があるというなら少しどころではない訳です。もう少し詳しくこのところを説明してくれませんか。

**委員長** 可能な範囲でということになりますが、どうぞ。

**環境部長** 本当に私も進展を望む者の1人でございます。大変申し訳ないのですが、これが今の現状でございます。以前からお話してるところでございますが、指定廃棄物の件につきましては責任者が国ということで、当然東電の責任もありますがそこはおいといて、国が責任を持って処理するということは実は法律にも書かれていて、その責任者である国が責任を持って、大臣自ら千葉市さんとまずはお話させてくださいという話をしているところでございます。なかなかその話が進展していないということで、そういう表現をさせていただいたところですが、たぶん全く話をしていないということではないと思いますが、我々が見る限りでは、また副大臣に会ったときには大きな進展はないという話が実はありましたので、そこに書かせていただいたということでございます。今後については、我々もこのまま手をこまねいているつもりはないので何らかの形でやるのですが、実は千葉市さんも指定廃棄物は持っていなかったのですが、今少量の焼却灰を保管していて、彼らもある意味被害者であるというところもありますので、千葉市さんと我々が介入して行って、例えば千葉市民の方もいますので、そこに土足で入るようなまねは今のところはしていないということです。今後につきましては、先ほど5市長で環境省に行っているという話もしましたが、他市とも連携をはかりながら強く責任者である国に対して、早期の長期管理施設の建設、あるいはここにある指定廃棄物の撤去について求めていきたいと考えているところでございます。本当に難しい問題で、住民の皆様にご心配をおかけして申し訳ないのですが、なかなか難しい問題だと理解していますので、油断せずに我々も注視して頑張っていきたいと思っているところでございます。以上です。

**委員長** ではもう一度どうぞ。

**委員** 前から僕はこのことについて進展しているどころか後退していると発言しています。もっと正確に、大きな進展は見られないというのではなくて進展は全くしていない。逆に後退している。そのことを正確に住民に知らせてもらわないとひとつも解決していない。国が千葉と話をすると云ってのけれども、千葉の方は候補地としてはもう終わりましたと言っている。千葉の指定廃棄物は濃度がずっと落ちてきて、時間によって指定廃棄物はなくなりましたと。従って、そういう廃棄物をいっぱい持っているところ、国と千葉との間で例えば柏と例が出て

いるんです。そこで全部県内の処理をやればいいのかとされているでしょう。そういうことは隠さずに、大きな進展はしているのかしていないのか。こういう表現は、進展はしているけれども我々が期待しているような段階にはきていないと市民は思います。状況が全く逆になっている訳で、その辺を正確に知らせてくれませんか。非常に困難で難しいと口頭では言っているんです。大きな進展どころか事態は動いていない。かえって後退しているということを言葉では言っているのですから。正確に表現してもらいたい。そうしないとそれからの先に議論がいかないと思います。

**委員長** では、事務局からどうぞ。

**環境部長** 表現の仕方の是非については、私も次回から注意して参りたいと考えております。ただ、国と話した感覚では後退しているというのはどうかなとは思っています。後退というのは当然ながら前より悪くなっているということで、少なくとも柏市が責務を負っている仮保管はしっかりさせていただいているということがまず1つ。もう1つは、市民の皆様には物足りないということは重々承知しておりますが、国も我々もなんとか前に進もうと事務方なり市長なりがやっている。あるいは、我々の見えない範囲で国や県が話をしていたりする部分もあるかと思えます。それが全て我々柏市として公式に言えるものかどうかというと、実は言えない部分もおそらくあるのではないかなと思っています。ですから、不足している部分は大変申し訳ないのですが、今の状況は確かに進んでるということまでは言えないかもしれませんが、後退してるという認識は我々としてはありません。あともう1つはおっしゃる通りで、なかなか難しいというよりも千葉市が反対しているのではないかという話もあります。それは我々も重々承知しておりますが、この問題が難しいということは今わかったことではなくて、確か2年ぐらい前に県知事、大臣、千葉県の全市長、村長、町長を集めて、この難しい問題をどう解決していこうというルールを決めたところがございます。これがある意味いろいろなルールを決めて、こういう場所で選び出したら、そこでなるべく国が協議してやっていきましょうと。その候補地はなるべく協力するよという話でやったルールの延長線上が今になっていると。国は定められたルールに基づいて千葉市の候補地を選び出しました。それに沿って千葉市さんと今話し合いを進めている。ただし、千葉市さんにも千葉市さんなりの言い分がありますので、その中で今話をしている状況です。大変難しい問題で時間が経過しているという、今こんな状況です。これ以上の説明は重なってしまいますので省略させていただきますが、我々も頑張っていきたいと考えております。以上です。

**委員長** ということでございます。他にもしご発言があればどうぞ。

**\***

**委員** 実態的に問題解決を。逆に学識の先生の意見も聞いてください。有識者も

おられるのに座長が全然意見を聞いてないのですから。

**委員長** 意見は他の方もお持ちですのでちょっとお待ちください。ではどうぞ。

**委員** 今のご意見につきましては、後日担当の方へ直接アドバイスしていただければ良いと思います。

**委員長** 委員長としてもそのように考えますがいかがでしょうか。どうぞ。

**委員** 今のご意見は、この委員会の場で検討するものではないと思いますので、担当部署の方へご意見を言っていただければ良いかなと思います。

**委員長** もし他にご意見ありましたら伺いますが、もしなければこの件については以上の扱いとさせていただきます。申し訳ありません。別途伺いたいと思いますが、この場では何う話ではないと思いますのでその点をご理解いただきたいと思います。私は次の議題に進みたいと思いますが、どうぞ。

**委員** ごみ出し用のネットに関してですが、すぐに穴が開いたり時期によってはカラスの被害がとて多くて困っています。東京杉並区などでは折りたたみ式のごみの収集箱が区から無料で配布されているのですが、柏市でもそのようになつたら嬉しいなと思っています。予定はありませんか。

**委員長** 環境審議会で取り上げられるとより適切な話題かと思いますが、もし発言があれば。

**事務局** 直接廃棄物政策課が所管なのかわかりませんが、ごみ置場でボックスを置いているというのは従来から地域によっては多少あるかと思います。昭和から平成になるような頃には、市も当時はアメニティボックスと言っていた鉄製のごみ置場を町会に設置するようなこともかつてはありましたが、現在はほとんどの一般の住宅地のごみ集積所というのは道路の脇に置いていたりするので、その道路のところに物を設置するということになる、道路占用とか法令との兼ね合いがありまして、行政の方としてそういった占有する物件を貸与するとかというのは、かなり検討すべきことが多いのかなと感じます。それで現状はごみを出すときだけ袋を道路の脇に置いていただいているということだと思います。そういったご意見があるということだけは担当部署にお伝えさせていただきたいと思います。

**委員長** ということでございます。どうぞ。

**委員** 邪魔になるものではなくて、折りたたみ式で簡単に移動できるものです。

**委員長** この委員会の議題ではない部分ですので、別の委員会で本来担当すべき話題ではないかと思いますが、今ご発言があるのであればどうぞ。

**環境部長** 今折りたたみの話がありましたが、確かに我々も実はそれを確認しております。ただ、折りたたみのものはたいていアルミ製であったり、あるいは木製であったりいろいろな商品を我々も確認しております。いずれにしても、広げたときに道路の通行障害になる可能性があるものについては、我々としては積極的に実はご紹介できていないというところがございます。ただ、例えば敷地内に

において少し余裕のあるところに折りたたみ式を置いているというケースが見られてるということは我々も承知しております。またそれを公に推薦できないようなものに対して、我々が公金で支出するようなことは今のところ考えてないということです。ただし、折りたたみ式のごみ箱の有用性というのは我々もある程度認識してるところでございます。この話についてまたあれば、委員会外でご相談させていただきますのでよろしくお願いいたします。

**委員長** ということでご理解いただければと思います。それでは、他の点についてのご発言がもしなければ、もう1つ議題がありますので進みたいと思います。よろしいでしょうか。別の件でしょうか。

**\***

**委員** 実は今この手元に第二清掃工場委員会監視要綱というのがあります。平成18年に作ったものです。その前書きに委員長が書いているのですが、当委員会には住民代表と学識経験者により構成される委員会であり、本清掃工場の監視に第一義的な責任を負っている。それで、監視項目として10項目あって、年に2回開催されるので、我々は出てきた監視項目についてきちんと基準値以内におさまっているかどうか、オーバーした場合はその理由は何かということ監視している訳です。これが委員会の仕事です。原発事故以降は、この監視項目には書かれていないのですが、放射性廃棄物の濃度は非常に関心事でありますし、現にこの建物の中にも仮保管されている訳ですよ。そういう現状の中で、この数値には当然委員会として関心を持っている。ですから、いろいろな議論をしてきたのだと思います。特に放射性物質については、柏市のホームページで濃度は毎回発表されていますので、私は毎回全部チェックしています。異常値が出れば当然ということだと連絡をする。それが委員としての役割だと思っています。仮保管のものをどうするか市民としては不安だけど、これを千葉市に持って行くということになったのだけど、その運動をどうするかというのはこの委員会の使命ではないですよ。しかも、委員としての使命ではないので、関心はあるけれどもそれをここで論議するのは違うのではないかというのを先ほどから委員長が言われているのです。

**委員長** 副委員長から。

**副委員長** 議事の進め方ですが、こういう委員会とか議会で進め方に関して、動議が出た場合には動議を発言した人以外にそれを支持する人がいれば議長の判断でそれを扱うことができますが、1人しかいなくてそれを誰も支持しない場合はもう委員長権限で議事を進めるのが議事の進め方だと思います。

**委員長** ということでご理解いただきまして、次の話題に移りたいと思います。この話題についてはここまでにしたいと思います。

それでは、次の話題は第5 柏市第二清掃工場委員会及び柏市第二清掃工場運営

委員会の実施状況及び今後の日程について、事務局から説明をお願いいたします。その前にどうぞ。

**委員** 先ほどのその他の項目の当委員会の定員の削減についてという説明があったのですが、どこかに吹っ飛んでしまって別の議題になってしまったのですが、私もこの工場が建設予定地発足以来、四半世紀に渡るほど費やしてきました。ここで28人いる委員を15人にしたいのだという市の要望ですが、これはあくまでも人件費削減の何者でもない。住民の意見を十分に尊重してこの委員会の進展を図るのであれば、現状維持の28名で十分やっていけると思います。14人減らしたところでたかが年間で50万です。別のところでこの50万円の節約は十分可能だと存じますので、この委員会の人数28人の継続を切にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

**委員長** 先ほど別冊の3ページの事前意見というところにも同じような主旨の意見もございますので、市の方ではそれも含めてまた次回提案をされるということになるのかと思いますので、議論はそのときにできると思います。ご発言は承りましたので今日はそれでよろしいかと思いますが、市の方でこの件について何か補足はありますか。よろしいですか。では、今の件についてはそういうご意見を伺ったということにさせていただきたいと思います。

では、先ほど途中まで紹介しました5番目の話題について事務局から説明をお願いいたします。

**事務局** 議題第5ですが、清掃工場委員会と今後の日程につきましては、お手元の資料の51ページから53ページに記載されている通りでございますので、説明の方は省略させていただきます。なお、次回の定例会は記載の通り平成30年3月23日金曜日に予定をしておりますので、皆様ご都合の方よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**委員長** 次回の日程は3月23日金曜日の午前ということでございます。ご了解いただきますようお願いいたします。では、第5までの議題は終わりました。議題は以上ですが、その他項目はありますか。

**環境部長** 定数の削減についてのことですが、少し唐突感があったようにも思いましたら皆さんに受け止められている可能性があるもので、少しだけ補足しておいた方がよいのかなと思います。今回それから次回で絶対決めようということではございません。もちろん次回決められればそれに越したことはないのですが、当委員会は本当にこの工場ができるところから皆様と共にやってきた委員会でございます。それに対して、10年経ってきておりますが、例えば状況が少し変わってきたとか、あるいは認識も皆様に持ってきていただいたのではないとか、あるいは先ほど人件費の話もありましたが、我々例え50万の話と言えどもそこはきちんと整理して一度は噛み締めて、そういうお金も大切にしたいと正直考えて

おります。だからといって何もかも全部半分にしちゃおうという話ではございません。ただその一方で、このような公の審議会は要綱とってある程度の決まりがございまして、だいたい他の委員会はほぼ半分に近いというのが事実でございます。それは何かというと、ただ単に半分にした訳ではなくて、例えば決められた2時間、あるいは1時間半、あるいは2時間半という決められた時間の中で多くの方々から意見を出していただいて、そしてそれをさらに揉んでいただくという作業をするには、ある程度人数を絞った方が良いのではないかとということも実は背景としてございます。ただ、何度も言いますがそれに我々どうしても絶対にこだわるつもりはございません。ただし、我々が今後この委員会をより良く進めていくためには、こういう形で1回考えてみてくださいませんかというのが今回の提案になっているところでございます。ですから、次回までにまだ時間がございしますので、町会に持ち帰っていただくなり、ある程度持ち帰って考えていただいて、また次回皆様からご意見いただければと考えているところでございます。どうかよろしくお願いたします。以上です。

**委員長** その他ご発言があれば短くお願いたします。

**委員** 私は清掃工場とは関係ないと思っているのですが、1年間のうちに2回から3回市民から話があるのは、洗濯物の物干し竿を布で拭くと黒い油性のものを感ずるということを聞きます。私はこの清掃工場からの排ガスが原因だとは思っていませんが、今から15年ぐらい前に福島県只見という町へ行ったときに、真っ白な池の上に油性らしい物質があつて触ってみると少しねちょつとしましたが、そういうのを自分で経験したことがあるものですから、市民が言う黒い物質が洗濯物の物干し竿に付いていたということもあながちないということも言いきれないでいます。それらのことについて皆様方の中でこういうことで起きることがあるだろうとか、車の排ガスか何かわかりませんがそういうことをおっしゃる方が毎年毎年います。今日でなくても結構ですが、考えられることがありましたら後日教えていただきたいと思っています。以上です。

**委員長** はい。あともう1人、手短にお願いたします。

**委員** 座長もよくご存知だと思いますが、私は工場の建設前からこの問題に取り組んでいる訳です。そういう経過の中でこういう大きな清掃工場ができて、その運営については細心の配慮をしながら運営をしなければならない。これは一般の工場の運営の原則でもあるのだけれど、その一環でこういう委員会ができたのだらうと思います。監視項目の確認がメインになっている訳ですが、本来さっき出た指定廃棄物の処理なんていうのは東北の東京電力の問題に絡む問題で、今度衆議院の解散もあるけれども、ちょっと政府の取り組みも手薄になってきているような感じがします。こういう問題こそ真剣に取り組んでいろいろな意見を聞いて、その意見を市を通じて国の行政に反映する。そういうことが必要なのではないか

と思います。

**委員長** ご意見はわかりました。

**委員** 従って、このルールを知らずに発言しているような発言は極めて失礼な発言だと僕は思いますが、そういうことを承知の上で本来あるべき姿はこうあるべきだという意味で申し上げているので、あまり意味のない議論をしたって、人数が多いならこの委員会をやめたらいい。もっと直接利害関係人との話をしたらいいだろうと僕は率直に思います。

もう1つ、せっかく優秀な学者先生も出ておられるのだから、その先生方のご意見も座長としては時々聞いていただかないと、市民優先ではありますがそういうのも私は聞きたいので、他にも聞きたい方もいらっしゃると思うので、その辺の運営もひとつよろしくお願いしたい。

**委員長** ありがとうございます。それも踏まえて本日の議論はこれで全て終了したということにしたいと思います。おっしゃる主旨はよく理解いたしました。特に他に用意した議題はございませんので、本日はこれで終了とさせていただきますと思います。また次回よろしく万障お繰り合わせの上ご出席くださいますようお願い申し上げます。今日はありがとうございました。

|  |
|--|
| <p>*につきましては、委員からの削除の申入れを受け、委員長の判断で建設的に削除・修正しました。</p> |
|--|

## 第2 監視項目の測定結果（平成29年8月～平成30年1月分）の評価及び報告事項

基準値：自己規制値（保証値）

### I 監視項目

#### 1 排ガス基準（排出口）

| 項目    | 測定月（評価）   |
|-------|-----------|
| ばいじん量 | 8, 10, 12 |
| 硫黄酸化物 | 8, 10, 12 |
| 塩化水素  | 8, 10, 12 |
| 窒素酸化物 | 8, 10, 12 |
| 水銀    | 8, 10, 12 |
| 一酸化炭素 | 8, 10, 12 |

#### 排ガス（排出口）

測定場所：煙突

| 項目    | 基準値<br>(保証値)              | 測定結果  |       |         | * |
|-------|---------------------------|-------|-------|---------|---|
|       |                           | 測定日   | 1号炉   | 2号炉     |   |
| ばいじん量 | 0.01g/m <sup>3</sup> N以下  | 0     |       |         | モ |
|       |                           | 10/18 | -     | 0.001未満 |   |
|       |                           | 12/5  | -     | 0.001未満 |   |
|       |                           | -     | -     | -       |   |
| 硫黄酸化物 | 10ppm以下, K値9以下            | 8/8   | 0.1未満 | -       | モ |
|       |                           | 10/18 | -     | 0.1未満   |   |
|       |                           | 12/5  | -     | 0.5     |   |
|       |                           | -     | -     | -       |   |
| 塩化水素  | 10ppm以下                   | 8/8   | 1.5   | -       | モ |
|       |                           | 10/18 | -     | 0.3     |   |
|       |                           | 12/5  | -     | 6.5     |   |
|       |                           | -     | -     | -       |   |
| 窒素酸化物 | 30ppm以下                   | 8/8   | 12    | -       | モ |
|       |                           | 10/18 | -     | 10      |   |
|       |                           | 12/5  | -     | 11      |   |
|       |                           | -     | -     | -       |   |
| 水銀    | 0.03mg/m <sup>3</sup> N以下 | 8/8   | 0.001 | -       |   |
|       |                           | 10/18 | -     | 0.001未満 |   |
|       |                           | 12/5  | -     | 0.001未満 |   |
|       |                           | -     | -     | -       |   |

|       |          |       |      |      |   |
|-------|----------|-------|------|------|---|
| 一酸化炭素 | 30ppm 以下 | 8/8   | 4 未満 | -    | モ |
|       |          | 10/18 | -    | 4 未満 |   |
|       |          | 12/5  | -    | 4 未満 |   |
|       |          | -     | -    |      |   |

注 表中の\* 欄モ印はモニタリング測定の意

## 2 ダイオキシン類（コプラナ・ポリ塩化ビフェニルを含む。）

| 項 目    | 基準値<br>(保証値)  | 測定結果  |          |        |
|--------|---|-------|----------|--------|
|        |   | 測定日   | 1 号炉     | 2 号炉   |
| 大気排出基準 | 0.01ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下<br>(乾きガスO <sub>2</sub> 12%換算) | 8/8   | 0.00002  | -      |
|        |   | -     | -        | -      |
| スラグ等基準 | 3ng-TEQ/g 以下  |       |          |        |
|        |   |       |          |        |
| 飛灰基準   | 3ng-TEQ/g 以下  | 8/8   | 0.012    | -      |
|        |   | 11/14 | -        | 0.025  |
| 主灰基準   | 3ng-TEQ/g 以下  | 8/8   | 0.000011 | -      |
|        |   | 11/14 | -        | 0.0017 |

注 溶融スラグは溶融を現在停止しているので発生していません。

| 項 目    | 基準値<br>(保証値)  | 測定結果  |        |
|--------|---------------|-------|--------|
|        |               | 測定日   | 放流水    |
| 水質排出基準 | 10pg-TEQ/l 以下 | 8/8   | 0.0057 |
|        |               | 11/14 | 0.0002 |

### 3 騒音基準（清掃工場敷地境界及び敷地内）

| 項目（時間帯）                  | 基準値   | 測定月 |
|--------------------------|-------|-----|
| 昼間：午前8時～午後7時             | 50 dB | 12  |
| 朝夕：午前6時～午前8時, 午後7時～午後10時 | 45 dB | 12  |
| 夜間：午後10時～午前6時            | 40 dB | 12  |

注 7月の測定結果を評価月としています。今回は12月に参考で測定した結果を報告します。

単位：dB

| 試験項目 | 測定場所   | 測定結果            |      |        |     | 測定結果           |      |        |     |
|------|--------|-----------------|------|--------|-----|----------------|------|--------|-----|
|      |        | 12/5 昼間（50dB以下） |      |        |     | 12/5 夕（45dB以下） |      |        |     |
|      |        | 測定位置            | 測定結果 | 暗騒音レベル | 評価値 | 測定位置           | 測定結果 | 暗騒音レベル | 評価値 |
| 騒音   | 敷地境界線上 | No. 1           | 45   | 44     | ※45 | No. 1          | 45   | 40     | 43  |
|      |        | No. 2           | 47   | 45     | ※47 | No. 2          | 44   | 41     | ※44 |
|      |        | No. 3           | 44   | 45     | ※44 | No. 3          | 44   | 43     | ※44 |
|      |        | No. 4           | 44   | 45     | ※44 | No. 4          | 45   | 44     | ※45 |
|      |        | No. 5           | 45   | 45     | ※45 | No. 5          | 44   | 44     | ※44 |
|      |        | No. 6           | 47   | 45     | ※47 | No. 6          | 43   | 44     | ※43 |
|      |        | No. 7           | 47   | 45     | ※47 | No. 7          | 44   | 43     | ※44 |
|      |        | No. 8           | 47   | 44     | ※47 | No. 8          | 45   | 42     | ※45 |
|      |        | No. 9           | 48   | 44     | 46  | No. 9          | 44   | 41     | ※44 |
|      |        | No. 10          | 45   | 43     | ※45 | No. 10         | 44   | 38     | 43  |
|      |        | No. 11          | 42   | 44     | ※42 | No. 11         | 44   | 38     | 43  |
|      |        | No. 12          | 45   | 43     | ※45 | No. 12         | 43   | 39     | 41  |
|      |        | No. 13          | 45   | 42     | ※45 | No. 13         | 45   | 40     | 43  |
|      |        | No. 14          | 43   | 44     | ※43 | No. 14         | 43   | 40     | ※43 |
|      |        | No. 15          | 43   | 45     | ※43 | No. 15         | 45   | 43     | ※45 |
|      |        | No. 16          | 48   | 47     | ※48 | No. 16         | 43   | 43     | ※43 |
|      |        | No. 17          | 46   | 48     | ※46 | No. 17         | 43   | 43     | ※43 |
|      |        | No. 18          | 48   | 45     | ※48 | No. 18         | 44   | 42     | ※44 |
|      |        | No. 19          | 48   | 44     | 46  | No. 19         | 44   | 40     | 42  |
|      |        | No. 20          | 48   | 46     | ※48 | No. 20         | 45   | 39     | 44  |

暗騒音の影響に対する指示値の補正

単位：dB

|                                 |     |   |   |     |   |   |
|---------------------------------|-----|---|---|-----|---|---|
| 対象の音があるときの指示aとないときの指示bの差（a - b） | 4   | 5 | 6 | 7   | 8 | 9 |
| aに加える補正值c                       | - 2 |   |   | - 1 |   |   |

（注）対象の音のみの騒音レベルLA = a + c（dB）

※暗騒音との差が3以下または10以上の為、補正しておりません。

単位：dB

| 試験項目 | 測定場所   | 測定結果                   |      |        |     | 測定結果             |      |        |     |
|------|--------|------------------------|------|--------|-----|------------------|------|--------|-----|
|      |        | 12/5～12/6 夜間 (40dB 以下) |      |        |     | 12/6 朝 (45dB 以下) |      |        |     |
|      |        | 測定位置                   | 測定結果 | 暗騒音レベル | 評価値 | 測定位置             | 測定結果 | 暗騒音レベル | 評価値 |
| 騒音   | 敷地境界線上 | No. 1                  | 40   | 34     | 39  | No. 1            | 44   | 42     | ※44 |
|      |        | No. 2                  | 40   | 37     | ※40 | No. 2            | 45   | 41     | 43  |
|      |        | No. 3                  | 38   | 38     | ※38 | No. 3            | 43   | 40     | ※43 |
|      |        | No. 4                  | 39   | 35     | 37  | No. 4            | 45   | 44     | ※45 |
|      |        | No. 5                  | 38   | 35     | ※38 | No. 5            | 45   | 44     | ※45 |
|      |        | No. 6                  | 38   | 39     | ※38 | No. 6            | 45   | 44     | ※45 |
|      |        | No. 7                  | 38   | 34     | 36  | No. 7            | 45   | 43     | ※45 |
|      |        | No. 8                  | 40   | 35     | 38  | No. 8            | 45   | 45     | ※45 |
|      |        | No. 9                  | 40   | 38     | ※40 | No. 9            | 45   | 44     | ※45 |
|      |        | No. 10                 | 40   | 36     | 38  | No. 10           | 44   | 41     | ※44 |
|      |        | No. 11                 | 36   | 34     | ※36 | No. 11           | 44   | 39     | 42  |
|      |        | No. 12                 | 38   | 35     | ※38 | No. 12           | 43   | 40     | ※43 |
|      |        | No. 13                 | 35   | 34     | ※35 | No. 13           | 42   | 37     | 40  |
|      |        | No. 14                 | 36   | 35     | ※36 | No. 14           | 41   | 39     | ※41 |
|      |        | No. 15                 | 38   | 38     | ※38 | No. 15           | 44   | 45     | ※44 |
|      |        | No. 16                 | 38   | 37     | ※38 | No. 16           | 45   | 41     | 43  |
|      |        | No. 17                 | 39   | 37     | ※39 | No. 17           | 45   | 42     | ※45 |
|      |        | No. 18                 | 40   | 35     | 38  | No. 18           | 45   | 43     | ※45 |
|      |        | No. 19                 | 40   | 37     | ※40 | No. 19           | 45   | 41     | 43  |
|      |        | No. 20                 | 39   | 33     | 38  | No. 20           | 45   | 44     | ※45 |

暗騒音の影響に対する指示値の補正

単位：dB

|   |     |   |   |     |   |   |
|---|-----|---|---|-----|---|---|
| 対象の音があるときの指示 a と ないときの<br>指示 b の差 (a - b) | 4   | 5 | 6 | 7   | 8 | 9 |
| a に加える補正值 c                               | - 2 |   |   | - 1 |   |   |

(注) 対象の音のみの騒音レベル LA = a + c (dB)

※暗騒音との差が 3 以下または 10 以上の為、補正しておりません。

○各時間帯の測定の評価について

- 1 2/5 夕 (45dB 以下) については、すべての地点で基準値を下回った。
  - 1 2/5 夜間 (40dB 以下) については、すべての地点で基準値を下回った。
  - 1 2/6 朝 (45dB 以下) については、すべての地点で基準値を下回った。
  - 1 2/6 昼間 (50dB 以下) については、すべての地点で基準値を下回った。
- 今回の測定した 20 箇所の地点において、全ての時間帯で基準値を満足した。



#### 4 振動基準（清掃工場敷地境界）

| 項目（時間帯）      | 基準値<br>（保証値） | 測定月（評価） |
|--------------|--------------|---------|
| 昼間：午前8時～午後7時 | 55dB         | 8, 12   |
| 夜間：午後7時～午前8時 | 50dB         | 8, 12   |

注 7月の測定結果を評価月としています。今回は8月と12月に参考で測定した結果を報告します。

単位：dB

| 試験項目   | 保証値          | 測定場所   | 測定結果         |           |           |
|--------|--------------|--------|--------------|-----------|-----------|
|        |              |        | 測定位置         | 振動レベル     |           |
| 振動     | 昼間<br>55dB以下 | 敷地境界線上 |              | 8/8<br>昼間 | 8/8<br>夜間 |
|        |              |        | No. 1        | 25未満      | 25未満      |
|        | No. 3        |        | 28           | 28        |           |
|        | No. 15       |        | 30           | 30        |           |
|        | No. 17       |        | 27           | 27        |           |
|        | 振動           |        | 夜間<br>50dB以下 | 敷地境界線上    |           |
| No. 1  |              | 25未満   |              |           | 25未満      |
| No. 3  |              | 25     | 25未満         |           |           |
| No. 15 |              | 27     | 25未満         |           |           |
| No. 17 |              | 26     | 25未満         |           |           |

#### ○各時間帯の測定の評価について

- 8/8 昼間（55dB以下）の振動レベルについては、25未満～30dBであり、すべての地点で基準値を満足した。
- 8/8 夜間（50dB以下）の振動レベルについては、25未満～30dBであり、すべての地点で基準値を満足した。
- 12/5 昼間（55dB以下）の振動レベルについては、25未満～27dBであり、すべての地点で基準値を満足した。
- 12/5 夜間（50dB以下）の振動レベルについては、すべての地点で25dB未満であり、基準値を満足した。

## 5 悪臭基準（清掃工場敷地境界及び敷地内）

| 項目                     | 測定月（評価） |
|------------------------|---------|
| 臭気濃度 10 以下             | -       |
| 悪臭防止法にて定められた悪臭物質の基準値以下 | 8, 12   |

注 7月の測定結果を評価月としています。今回は悪臭物質の成分の試験を8月と12月にも行ったため、参考として報告します。

単位：ppm

| 試験項目            | 保証値    | 測定場所           | 分析結果          |                |
|-----------------|--------|----------------|---------------|----------------|
|                 |        |                | 8/8<br>No. 17 | 12/5<br>No. 15 |
| 風向              | —      |                | 北西            | 無風             |
| 風速(m/s)         | —      |                | 1.6           | 0.4 未満         |
| 特定悪臭物質          | 単位 ppm |                |               |                |
| アンモニア濃度         | 1      | 敷地境界線上<br>(風下) | 0.1 未満        | 0.1 未満         |
| メチルメルカプタン濃度     | 0.002  |                | 0.0002 未満     | 0.0002 未満      |
| 硫化水素濃度          | 0.02   |                | 0.002 未満      | 0.002 未満       |
| 硫化メチル濃度         | 0.01   |                | 0.001 未満      | 0.001 未満       |
| 二硫化メチル濃度        | 0.009  |                | 0.001 未満      | 0.001 未満       |
| トリメチルアミン濃度      | 0.005  |                | 0.001 未満      | 0.001 未満       |
| アセトアルデヒド濃度      | 0.05   |                | 0.005 未満      | 0.005 未満       |
| プロピオンアルデヒド濃度    | 0.05   |                | 0.005 未満      | 0.005 未満       |
| ノルマルブチルアルデヒド濃度  | 0.009  |                | 0.001 未満      | 0.001 未満       |
| イソブチルアルデヒド濃度    | 0.02   |                | 0.002 未満      | 0.002 未満       |
| ノルマルペンチルアルデヒド濃度 | 0.009  |                | 0.001 未満      | 0.001 未満       |
| イソペンチルアルデヒド濃度   | 0.003  |                | 0.0004 未満     | 0.0004 未満      |
| イソブタノール濃度       | 0.9    |                | 0.1 未満        | 0.1 未満         |
| 酢酸エチル濃度         | 3      |                | 0.3 未満        | 0.3 未満         |
| メチルイソブチルケトン濃度   | 1      |                | 0.1 未満        | 0.1 未満         |
| トルエン濃度          | 10     |                | 1 未満          | 1 未満           |
| スチレン濃度          | 0.4    |                | 0.04 未満       | 0.04 未満        |
| キシレン濃度          | 1      |                | 0.1 未満        | 0.1 未満         |
| プロピオン酸濃度        | 0.03   |                | 0.003 未満      | 0.003 未満       |
| ノルマル酪酸濃度        | 0.001  |                | 0.0005 未満     | 0.0005 未満      |
| ノルマル吉草酸濃度       | 0.0009 | 0.0005 未満      | 0.0005 未満     |                |
| イソ吉草酸濃度         | 0.001  | 0.0005 未満      | 0.0005 未満     |                |

注 悪臭物質 22 項目はすべて計量結果定量下限値未満。

## 6 排水基準

| 項目                     | 測定月（評価） |
|------------------------|---------|
| プラント排水は千葉県公共下水道の排水基準以下 | 11      |

7月の測定結果を評価月としています。今回は参考として11月のデータを報告します。

|             | 試験項目                | 保証値           | 測定結果      |
|-------------|---------------------|---------------|-----------|
|             |                     |               | 11/14     |
| 放<br>流<br>水 | 温度                  | 45℃未満         | 21.4      |
|             | 水素イオン濃度             | 5を超え9未満       | 7         |
|             | 生物化学的酸素要求量          | 600mg/L 未満    | 4.5       |
|             | 浮遊物質                | 600mg/L 未満    | 2.9       |
|             | N-ヘキサン抽出物質<br>動物油脂類 | 30mg/L 以下     | 0.5 未満    |
|             | N-ヘキサン抽出物質<br>鉱物油類  | 3mg/L 以下      | 0.5 未満    |
|             | よう素消費量              | 220mg/L 以下    | 2 未満      |
|             | カドミウム               | 0.01mg/L 以下   | 0.001 未満  |
|             | 全シアン                | 検出されないこと      | 不検出       |
|             | 有機リン                | 検出されないこと      | 不検出       |
|             | 鉛                   | 0.1mg/L 以下    | 0.01 未満   |
|             | 六価クロム               | 0.05mg/L 以下   | 0.02 未満   |
|             | ひ素                  | 0.05mg/L 以下   | 0.005 未満  |
|             | 総水銀                 | 0.0005mg/L 以下 | 0.0005 未満 |
|             | アルキル水銀              | 検出されないこと      | 不検出       |
|             | ポリ塩化ビフェニル           | 検出されないこと      | 不検出       |
|             | フェノール類              | 0.5mg/L 以下    | 0.02 未満   |
|             | 銅                   | 1mg/L 以下      | 0.01 未満   |
|             | 亜鉛                  | 3mg/L 以下      | 0.01      |
|             | 溶解性鉄                | 5mg/L 以下      | 0.35      |
|             | 溶解性マンガン             | 5mg/L 以下      | 0.16      |
|             | 総クロム                | 1mg/L 以下      | 0.01 未満   |
|             | ふっ素                 | 8mg/L 以下      | 0.5       |
|             | 全リン                 | 32mg/L 以下     | 16        |
|             | 総窒素                 | 240mg/L 以下    | 0.2       |
|             | トリクロエチレン            | 0.3mg/L 以下    | 0.01 未満   |
|             | テトラクロエチレン           | 0.1mg/L 以下    | 0.01 未満   |
|             | 1,1,1トリクロエタン        | 3mg/L 以下      | 0.3 未満    |
|             | 四塩化炭素               | 0.02mg/L 以下   | 0.002 未満  |

|             | 試験項目                     | 保証値         | 測定結果     |
|-------------|--------------------------|-------------|----------|
|             |                          |             | 11/14    |
| 放<br>流<br>水 | ジクロロメタン                  | 0.2mg/L 以下  | 0.02 未満  |
|             | 1-2 ジクロロエタン              | 0.04mg/L 以下 | 0.004 未満 |
|             | 1-1 ジクロロエチレン             | 0.2mg/L 以下  | 0.02 未満  |
|             | シス 1-2 ジクロロエチレン          | 0.4mg/L 以下  | 0.04 未満  |
|             | 1-1-2 トリクロロエタン           | 0.06mg/L 以下 | 0.006 未満 |
|             | 1-3 ジクロロプロペン             | 0.02mg/L 以下 | 0.002 未満 |
|             | ベンゼン                     | 0.1mg/L 以下  | 0.01 未満  |
|             | チウラム                     | 0.06mg/L 以下 | 0.006 未満 |
|             | シマジン                     | 0.03mg/L 以下 | 0.003 未満 |
|             | チオベンカルブ                  | 0.2mg/L 以下  | 0.02 未満  |
|             | セレン                      | 0.1mg/L 以下  | 0.005 未満 |
|             | ホウ素                      | 10mg/L 以下   | 0.35     |
|             | アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素および硝酸性窒素 | 380mg/L 以下  | 10       |

注) 測定場所：放流枿

## 7 溶融スラグ及び飛灰固化物

| 基準値                  | 測定月（評価）                               |
|----------------------|---------------------------------------|
| 溶出試験結果は土壌基準を適用した濃度以下 | 8(適), 9(適), 10(適), 11(適), 12(適), 1(適) |
| 溶融スラグに係る基準値以下        | —                                     |

注 溶融スラグは溶融を現在停止しているので発生していません。

注 飛灰固化物は、焼却飛灰固化物の溶出試験の結果を表示しております。

### 飛灰固化物（溶出試験）

測定場所 :No1. 飛灰固化物コンベヤ

| 試験項目         | 保証値          | 測定結果  |           |           |
|--------------|--------------|-------|-----------|-----------|
|              |              | 測定日   | 1号炉       | 2号炉       |
| アルキル水銀化合物    | 検出されないこと     | 8/8   | 不検出       |           |
|              |              | 9/1   | 不検出       |           |
|              |              | 10/18 |           | 不検出       |
|              |              | 11/14 |           | 不検出       |
|              |              | 12/5  |           | 不検出       |
|              |              | 1/23  | 不検出       |           |
| 水銀又はその化合物    | 0.005mg/L 以下 | 8/8   | 0.0005 未満 |           |
|              |              | 9/1   | 0.0005 未満 |           |
|              |              | 10/18 |           | 0.0008    |
|              |              | 11/14 |           | 0.0005 未満 |
|              |              | 12/5  |           | 0.0005 未満 |
|              |              | 1/23  | 0.0007    |           |
| カドミウム又はその化合物 | 0.3mg/L 以下   | 8/8   | 0.009 未満  |           |
|              |              | 9/1   | 0.009 未満  |           |
|              |              | 10/18 |           | 0.009 未満  |
|              |              | 11/14 |           | 0.009 未満  |
|              |              | 12/5  |           | 0.009 未満  |
|              |              | 1/23  | 0.009 未満  |           |
| 鉛又はその化合物     | 0.3mg/L 以下   | 8/8   | 0.01 未満   |           |
|              |              | 9/1   | 0.01 未満   |           |
|              |              | 10/18 |           | 0.01 未満   |
|              |              | 11/14 |           | 0.01 未満   |
|              |              | 12/5  |           | 0.01 未満   |
|              |              | 1/23  | 0.01 未満   |           |
| 有機リン化合物      | 1mg/L 以下     | 8/8   | 0.01 未満   |           |
|              |              | 9/1   | 0.01 未満   |           |
|              |              | 10/18 |           | 0.01 未満   |
|              |              | 11/14 |           | 0.01 未満   |
|              |              | 12/5  |           | 0.01 未満   |
|              |              | 1/23  | 0.01 未満   |           |

|                |              |       |           |           |
|----------------|--------------|-------|-----------|-----------|
| 六価クロム<br>化合物   | 1.5mg/L 以下   | 8/8   | 0.06      |           |
|                |              | 9/1   | 0.1       |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.02 未満   |
|                |              | 11/14 |           | 0.12      |
|                |              | 12/5  |           | 0.04      |
|                |              | 1/23  | 0.02 未満   |           |
| ヒ素又は<br>その化合物  | 0.3mg/L 以下   | 8/8   | 0.005 未満  |           |
|                |              | 9/1   | 0.005 未満  |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.005 未満  |
|                |              | 11/14 |           | 0.005 未満  |
|                |              | 12/5  |           | 0.005 未満  |
|                |              | 1/23  | 0.005 未満  |           |
| シアン化合物         | 1.0mg/L 以下   | 8/8   | 0.01 未満   |           |
|                |              | 9/1   | 0.01 未満   |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.01 未満   |
|                |              | 11/14 |           | 0.01 未満   |
|                |              | 12/5  |           | 0.01 未満   |
|                |              | 1/23  | 0.01 未満   |           |
| ポリ塩化<br>ビフェニル  | 0.003mg/L 以下 | 8/8   | 0.0003 未満 |           |
|                |              | 9/1   | 0.0003 未満 |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.0003 未満 |
|                |              | 11/14 |           | 0.0003 未満 |
|                |              | 12/5  |           | 0.0003 未満 |
|                |              |       |           |           |
| トリクロロエチレン      | 0.3mg/L 以下   | 8/8   | 0.01 未満   |           |
|                |              | 9/1   | 0.01 未満   |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.01 未満   |
|                |              | 11/14 |           | 0.01 未満   |
|                |              | 12/5  |           | 0.01 未満   |
|                |              | 1/23  | 0.01 未満   |           |
| テトラクロロエチレン     | 0.1mg/L 以下   | 8/8   | 0.01 未満   |           |
|                |              | 9/1   | 0.01 未満   |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.01 未満   |
|                |              | 11/14 |           | 0.01 未満   |
|                |              | 12/5  |           | 0.01 未満   |
|                |              | 1/23  | 0.01 未満   |           |
| セレン又は<br>その化合物 | 0.3mg/L 以下   | 8/8   | 0.007     |           |
|                |              | 9/1   | 0.009     |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.005 未満  |
|                |              | 11/14 |           | 0.005 未満  |
|                |              | 12/5  |           | 0.007     |
|                |              | 1/23  | 0.005 未満  |           |

主灰（溶出試験）

測定場所：主灰分散機

| 試験項目             | 保証値          | 測定結果  |           |           |
|------------------|--------------|-------|-----------|-----------|
|                  |              | 測定日   | 1号炉       | 2号炉       |
| アルキル水銀<br>化合物    | 検出されないこと     | 8/8   | 不検出       |           |
|                  |              | 9/1   | 不検出       |           |
|                  |              | 10/18 |           | 不検出       |
|                  |              | 11/14 |           | 不検出       |
|                  |              | 12/5  |           | 不検出       |
|                  |              | 1/23  | 不検出       |           |
| 水銀又は<br>その化合物    | 0.005mg/L 以下 | 8/8   | 0.0005 未満 |           |
|                  |              | 9/1   | 0.0005 未満 |           |
|                  |              | 10/18 |           | 0.0005 未満 |
|                  |              | 11/14 |           | 0.0005 未満 |
|                  |              | 12/5  |           | 0.0005 未満 |
|                  |              | 1/23  | 0.0005 未満 |           |
| カドミウム又は<br>その化合物 | 0.3mg/L 以下   | 8/8   | 0.009 未満  |           |
|                  |              | 9/1   | 0.009 未満  |           |
|                  |              | 10/18 |           | 0.009 未満  |
|                  |              | 11/14 |           | 0.009 未満  |
|                  |              | 12/5  |           | 0.009 未満  |
|                  |              | 1/23  | 0.009 未満  |           |
| 鉛又は<br>その化合物     | 0.3mg/L 以下   | 8/8   | 0.01 未満   |           |
|                  |              | 9/1   | 0.01 未満   |           |
|                  |              | 10/18 |           | 0.01 未満   |
|                  |              | 11/14 |           | 0.01 未満   |
|                  |              | 12/5  |           | 0.01 未満   |
|                  |              | 1/23  | 0.01 未満   |           |
| 有機物<br>化合物       | 1mg/L 以下     | 8/8   | 0.01 未満   |           |
|                  |              | 9/1   | 0.01 未満   |           |
|                  |              | 10/18 |           | 0.01 未満   |
|                  |              | 11/14 |           | 0.01 未満   |
|                  |              | 12/5  |           | 0.01 未満   |
|                  |              | 1/23  | 0.01 未満   |           |
| 六価クロム<br>化合物     | 1.5mg/L 以下   | 8/8   | 0.02 未満   |           |
|                  |              | 9/1   | 0.02 未満   |           |
|                  |              | 10/18 |           | 0.02 未満   |
|                  |              | 11/14 |           | 0.02 未満   |
|                  |              | 12/5  |           | 0.02 未満   |
|                  |              | 1/23  | 0.02 未満   |           |

|                |              |       |           |           |
|----------------|--------------|-------|-----------|-----------|
| ヒ素又は<br>その化合物  | 0.3mg/L 以下   | 8/8   | 0.005 未満  |           |
|                |              | 9/1   | 0.005 未満  |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.005 未満  |
|                |              | 11/14 |           | 0.005 未満  |
|                |              | 12/5  |           | 0.005 未満  |
|                |              | 1/23  | 0.005 未満  |           |
| シアン化合物         | 1.0mg/L 以下   | 8/8   | 0.01 未満   |           |
|                |              | 9/1   | 0.01 未満   |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.01 未満   |
|                |              | 11/14 |           | 0.01 未満   |
|                |              | 12/5  |           | 0.01 未満   |
|                |              | 1/23  | 0.01 未満   |           |
| ポリ塩化<br>ビフェニル  | 0.003mg/L 以下 | 8/8   | 0.0003 未満 |           |
|                |              | 9/1   | 0.0003 未満 |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.0003 未満 |
|                |              | 11/14 |           | 0.0003 未満 |
|                |              | 12/5  |           | 0.0003 未満 |
|                |              | 1/23  | 0.0003 未満 |           |
| トリクロロエチレン      | 0.3mg/L 以下   | 8/8   | 0.01 未満   |           |
|                |              | 9/1   | 0.01 未満   |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.01 未満   |
|                |              | 11/14 |           | 0.01 未満   |
|                |              | 12/5  |           | 0.01 未満   |
|                |              | 1/23  | 0.01 未満   |           |
| テトラクロロエチレン     | 0.1mg/L 以下   | 8/8   | 0.01 未満   |           |
|                |              | 9/1   | 0.01 未満   |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.01 未満   |
|                |              | 11/14 |           | 0.01 未満   |
|                |              | 12/5  |           | 0.01 未満   |
|                |              | 1/23  | 0.01 未満   |           |
| ゼレン又は<br>その化合物 | 0.3mg/L 以下   | 8/8   | 0.005 未満  |           |
|                |              | 9/1   | 0.005 未満  |           |
|                |              | 10/18 |           | 0.005 未満  |
|                |              | 11/14 |           | 0.005 未満  |
|                |              | 12/5  |           | 0.005 未満  |
|                |              | 1/23  | 0.005 未満  |           |

## II その他の監視項目

### 1 大気測定（工場棟西側）

| 項目      | 基準値  | 測定月・頻度(評価) | モニタリング |
|---------|--|------------|--------|
| 硫黄酸化物   | 日平均値 0.04ppm 以下<br>1時間値 0.1ppm 以下                              | 7          | 1時間平均値 |
| 一酸化窒素   | —  | —          | 1時間平均値 |
| 二酸化窒素   | 日平均値 0.06ppm 以下  | 7          | 1時間平均値 |
| 塩化水素    | —  | —          | 1時間平均値 |
| 浮遊粒子状物質 | 日平均値 0.1 mg/m <sup>3</sup> 以下<br>1時間値 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下 | 7          | 1時間平均値 |

測定は年一回しか行っていないため、今回の報告はありません。

## 2 大気中のダイオキシン類（コプラナ・ポリ塩化ビフェニルを含む。）

### ①大気中のダイオキシン類 <平成29年度>

単位：[pg-TEQ/m<sup>3</sup>]

| 地点名       | 春季                     | 夏季            | 秋季            | 冬季            | 平均値   |
|-----------|------------------------|---------------|---------------|---------------|-------|
|           | 5月25日<br>～6月1日         | 7月12日<br>～19日 | 10月4日<br>～11日 | 1月10日<br>～17日 |       |
| 第二清掃工場敷地内 | 0.026                  | 0.014         | 0.018         | 0.077         | 0.034 |
|           | 0.024                  | 0.011         | 0.020         | 0.083         | 0.035 |
| 増尾西小学校    | 0.030                  | 0.026         | 0.022         | 0.083         | 0.040 |
| 逆井(南部)運動場 | 0.032                  | 0.014         | 0.080         | 0.120         | 0.062 |
| 第四水源地     | 0.021                  | 0.022         | 0.019         | 0.068         | 0.033 |
| 宮田島運動場    | 0.015                  | 0.012         | 0.024         | 0.090         | 0.035 |
| 平均値       | 0.025                  | 0.017         | 0.031         | 0.087         | 0.040 |
| 環境基準値     | 0.6以下                  |               |               |               |       |
| 千葉県（69地点） | 0.0072～0.15(平均値 0.033) |               |               |               |       |
| 全国（660地点） | 0.0042～0.49(平均値 0.021) |               |               |               |       |

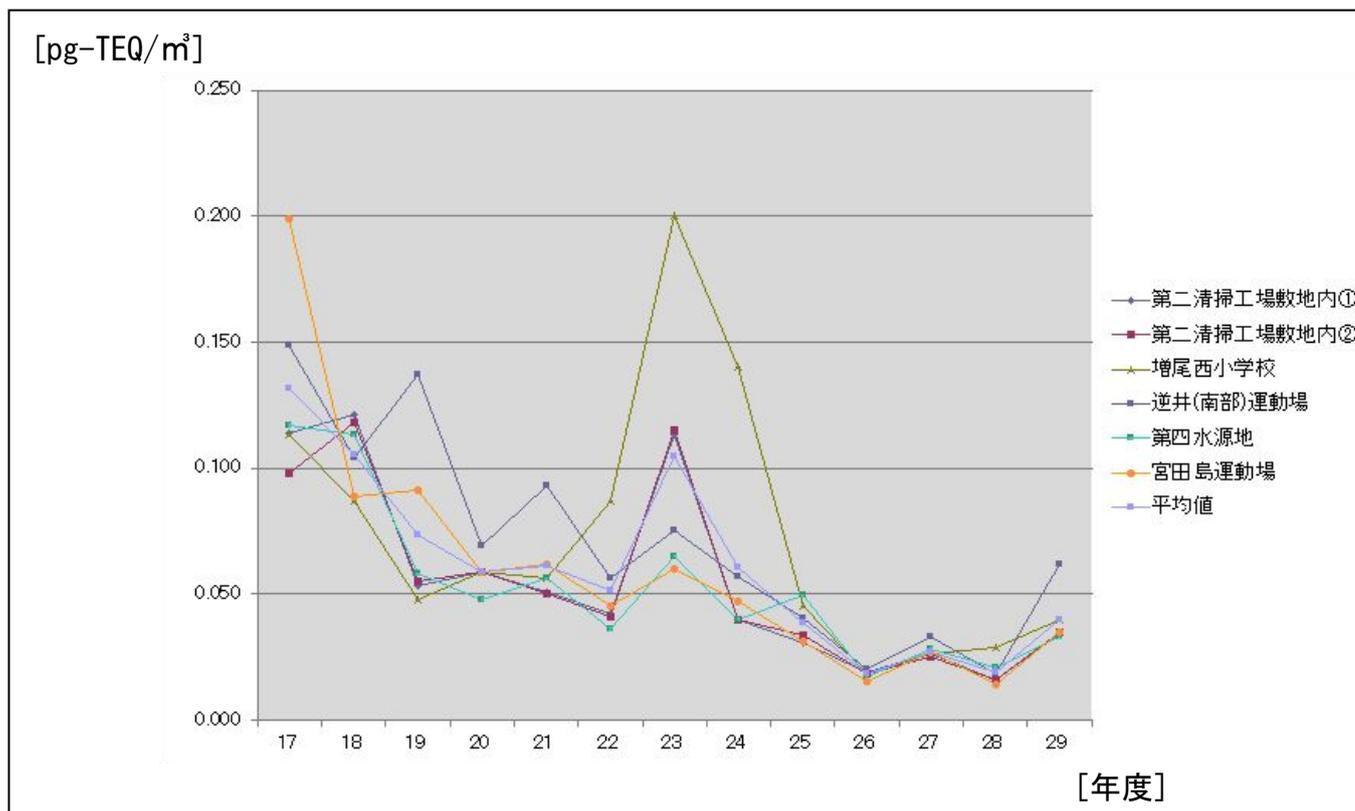
注1) 第二清掃工場敷地内測定の下段は二重測定した結果です。

注2) 全国平均値：「平成27年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成29年3月環境省）  
記載の一般環境大気中のダイオキシン類濃度の平均値

注3) 千葉県平均値：「平成28年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（平成29年8月千葉県）記載の一般環境大気中のダイオキシン類濃度の平均値

### 参考 経年変化

#### 大気中のダイオキシン 平成17年度～29年度平均値



### Ⅲ 報告事項（平成29年8月～平成30年1月）

< 焼却炉 >

○ 1号焼却炉の稼働日 平成29年 8/ 1 ～ 9/27 （58日稼働）

平成30年 1/18 ～ 1/31 （14日稼働）

○ 2号焼却炉の稼働日 平成29年 9/27 ～ 12/27 （92日稼働）

※全炉停止期間< 12/28 ～ 1/17 >（21日停止）

#### 1～4（焼却量，排ガス量，排水量，灰溶解量）

|   | 項目   | 協定事項                                 | 実績（日時）   | 評価     |
|---|------|--------------------------------------|--|--------|
| 1 | 焼却量  | 最大 250 t/日<br>以下<br>年平均200 t/日<br>以下 | 最大 126.54 t/日<br>(9/27)< 2炉運転><br>平均焼却量： 97.975 t/日<br>稼働日平均：110.597 t/日                         | 適      |
| 2 | 排ガス量 | 最大 36,540<br>Nm <sup>3</sup> /h・1系列  | 1号炉:最大29,500 Nm <sup>3</sup> /h<br>(8/26, 11時)<br>2号炉:最大29,200 Nm <sup>3</sup> /h<br>(9/27, 15時) | 適<br>適 |
| 3 | 排水量  | 最大 315 m <sup>3</sup> /日             | 最大 82.21 m <sup>3</sup> /日(9/5)  | 適      |
| 4 | 灰溶解量 | 最大 23 t/日・炉                          | 運転なし   | —      |

#### 5 第二清掃工場に係る事故

事故の発生はありません。

#### 6 その他必要な事項

(1) 前回第二清掃工場委員会後の故障等  
故障等の発生はありません。

(2) 柏市第二清掃工場臭気モニターによる通報及び一般の苦情

ア 柏市第二清掃工場臭気モニターによる通報  
通報はありません。

イ 一般の苦情  
通報はありません。

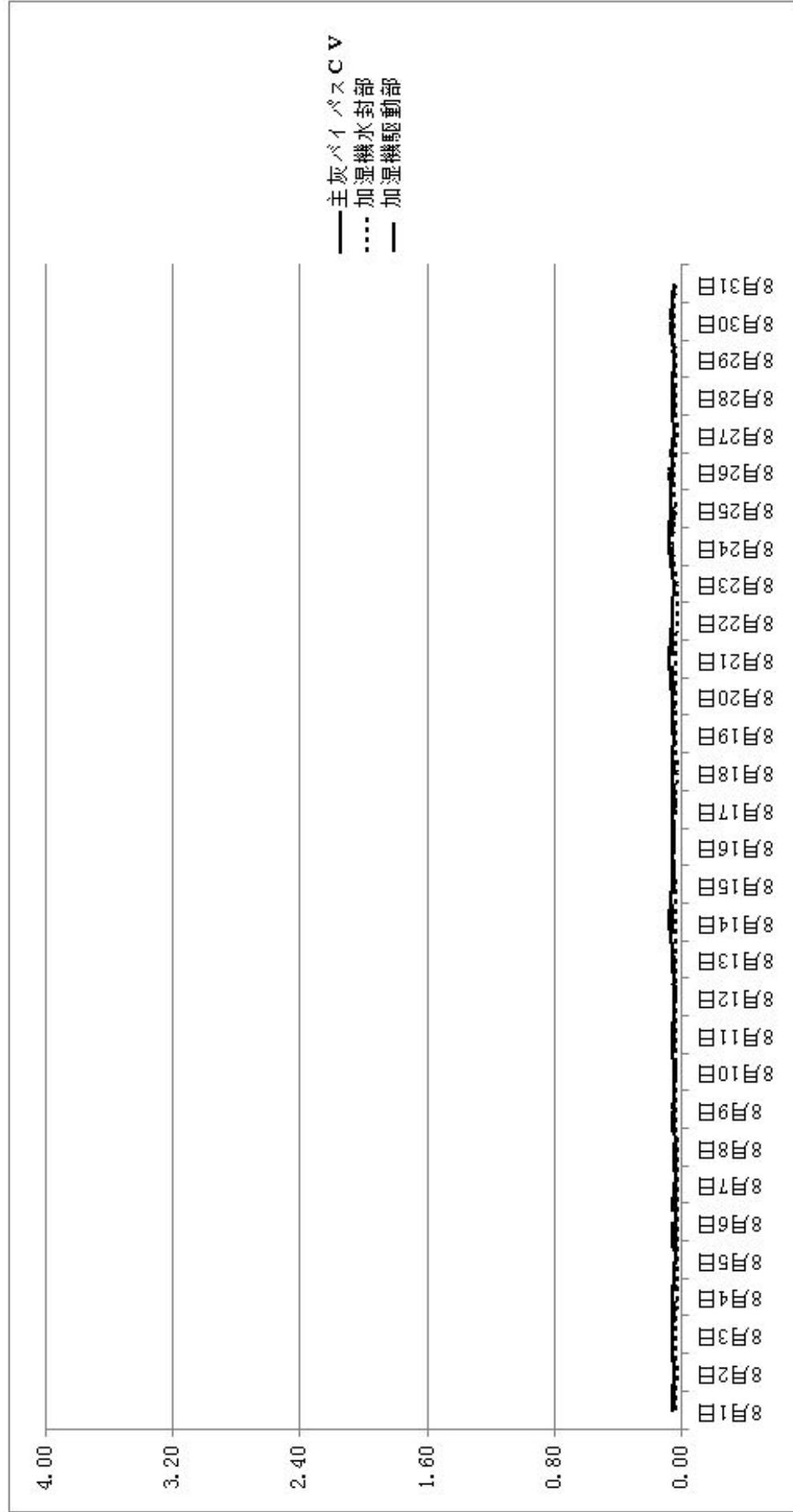
(3) 小規模爆発事故後の水素濃度について報告

平成25年10月22日小規模爆発事故後，主灰バイパスコンベア等の水素濃度を継続して確認しています。

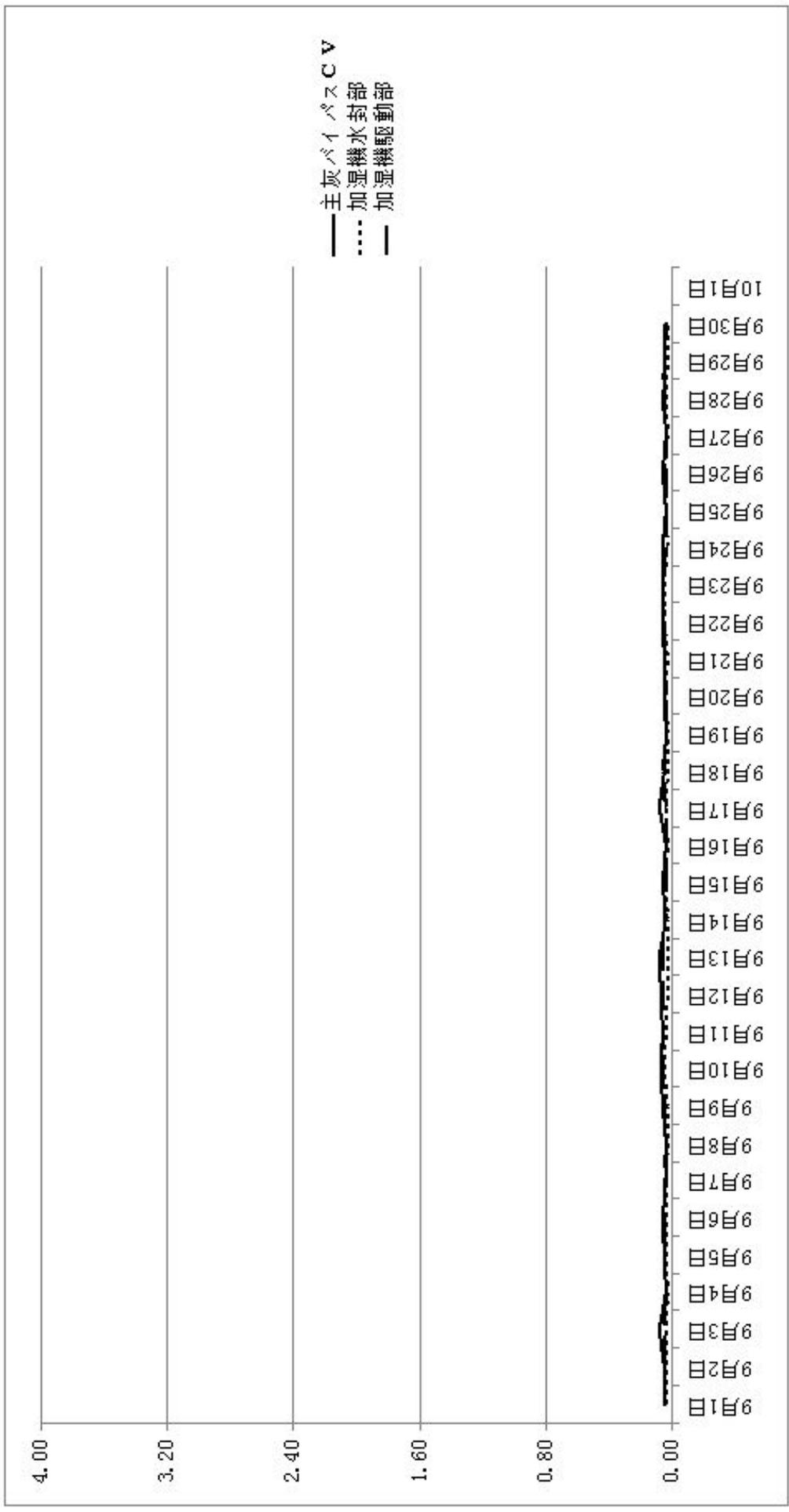
## 水素濃度測定結果日別最大値表

(平成29年8月～平成30年1月)

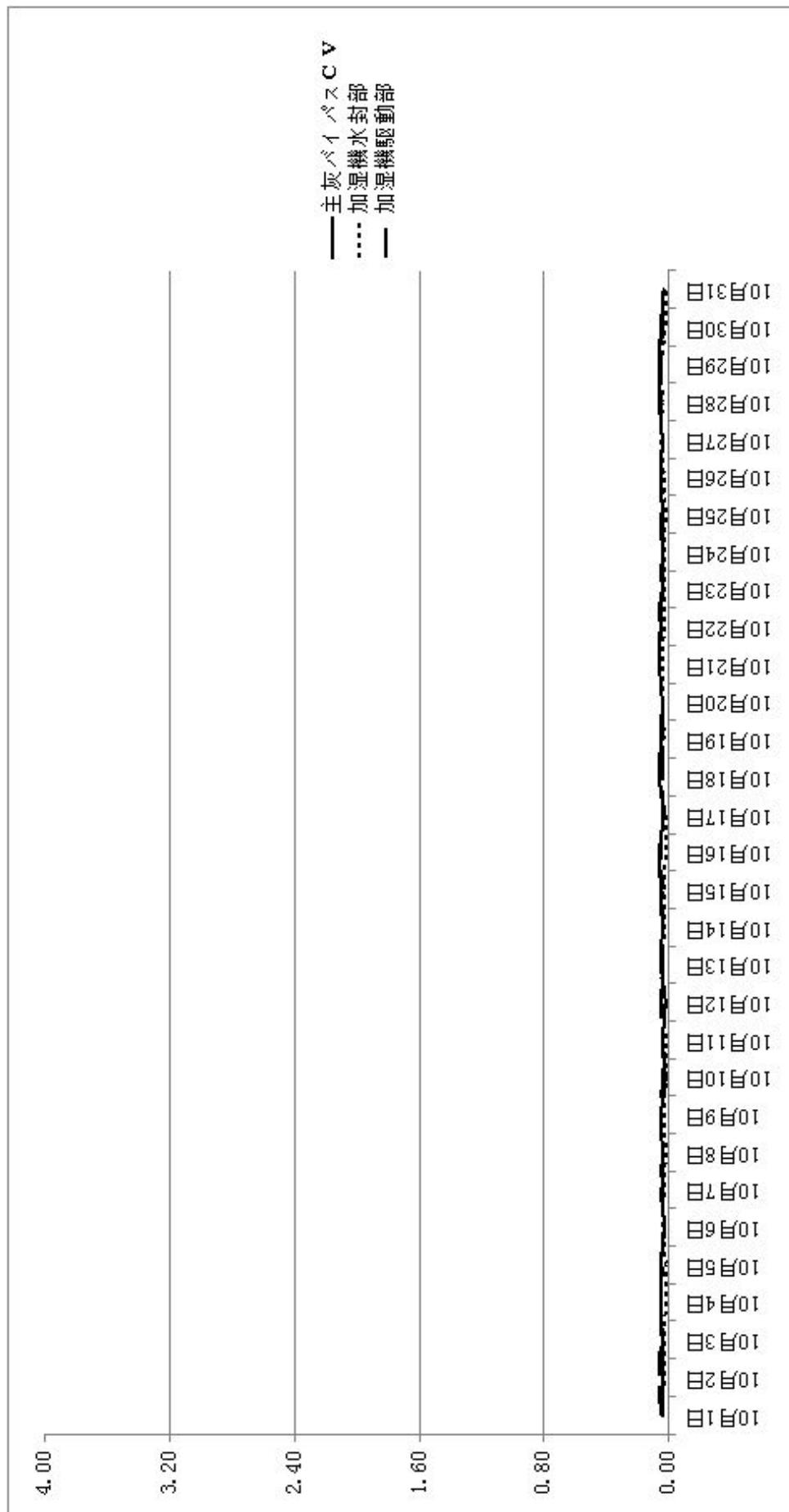
# 水素濃度測定結果日別最大値表 平成29年8月



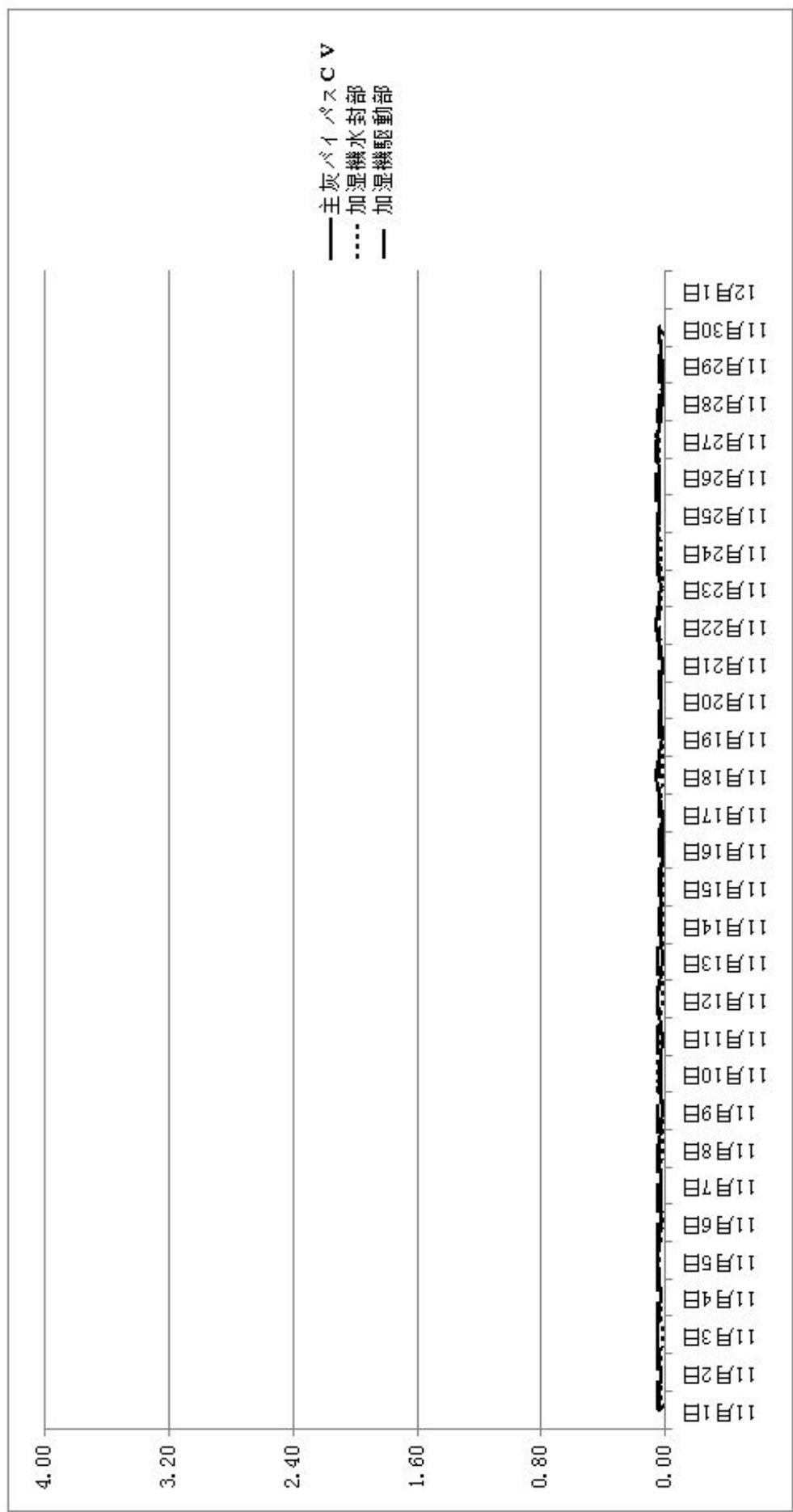
# 水素濃度測定結果日別最大値表 平成29年9月



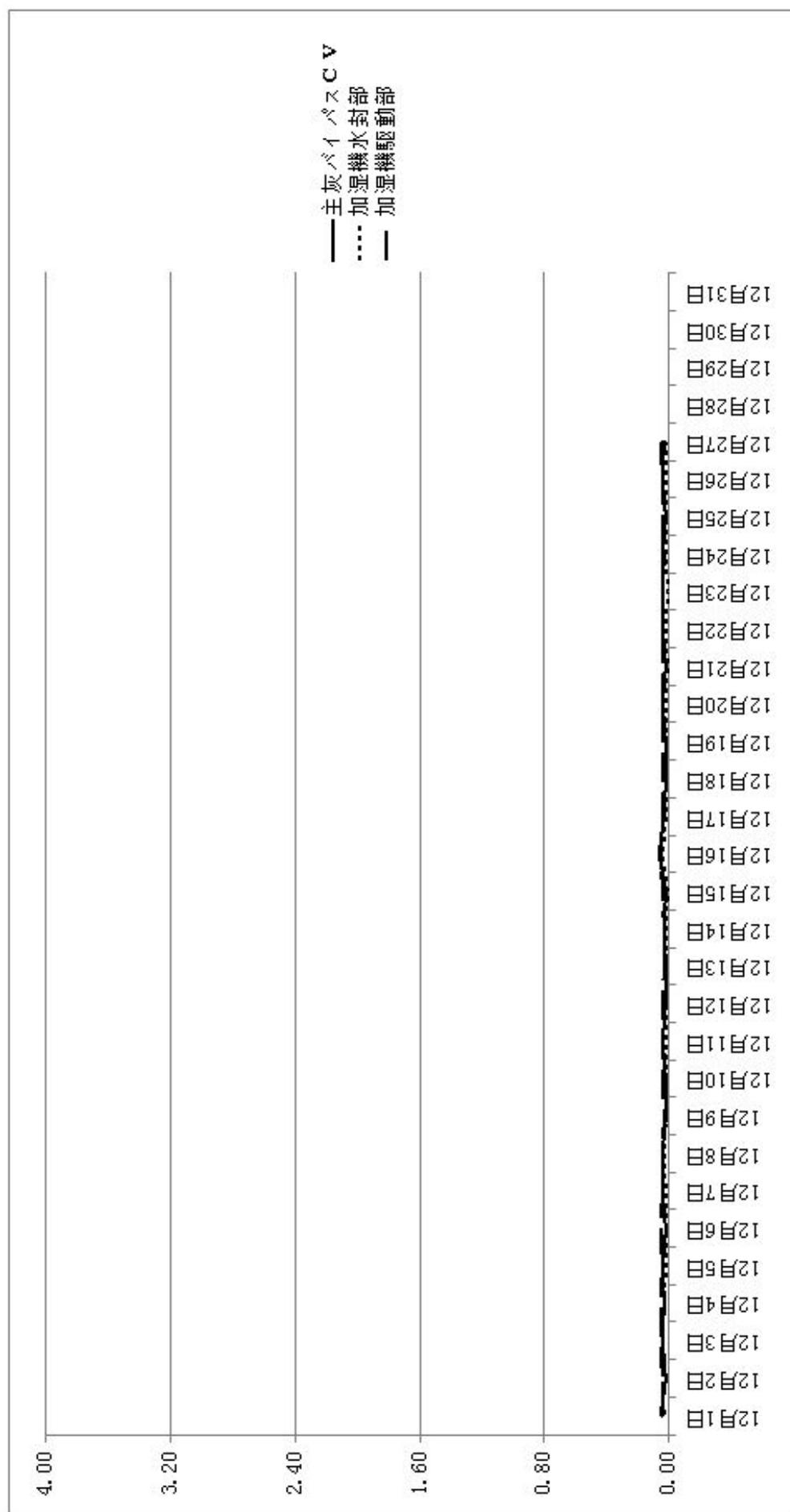
# 水素濃度測定結果日別最大値表 平成29年10月



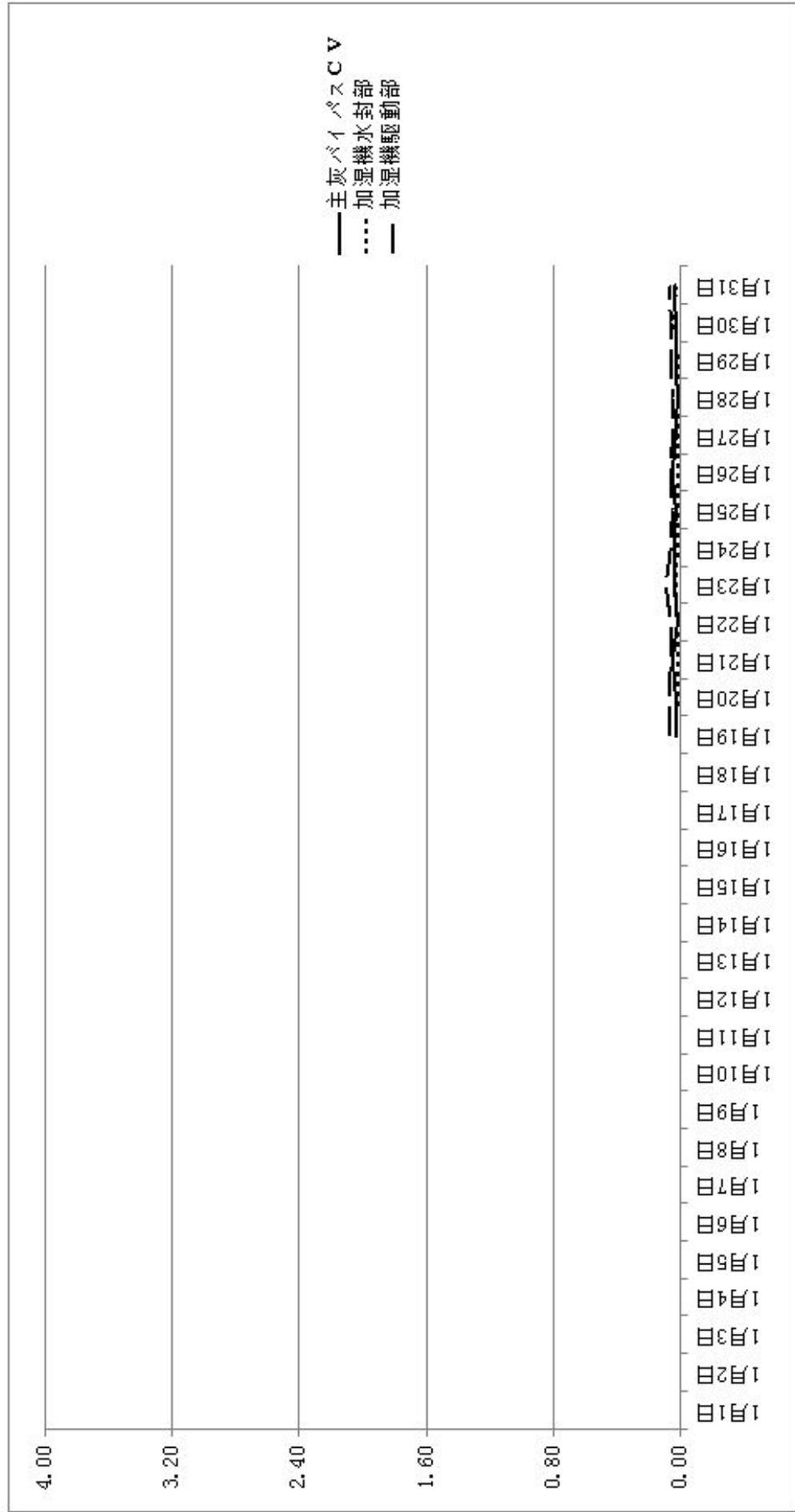
# 水素濃度測定結果日別最大値表 平成29年11月



# 水素濃度測定結果日別最大値表 平成29年12月



# 水素濃度測定結果日別最大値表 平成30年1月



### 第3 南部クリーンセンターにおける放射性物質対応経過について

#### 1 指定廃棄物の保管量

平成30年3月5日現在

| 保管場所       | 保管方法             | 保管量      |        |
|------------|------------------|----------|--------|
| 南部クリーンセンター | 仮保管庫（ボックスカルバート）  | 約493 t   | 約373 t |
|            | 工場建屋内            |          | 約120 t |
| 北部クリーンセンター | 仮保管庫（ボックスカルバート）  | 約494 t   |        |
| 柏市最終処分場    | 処分場内（コンクリートボックス） | 約76 t    |        |
| 合計         |                  | 約1,063 t |        |

指定廃棄物の量の増減はありません。

#### 2 焼却灰等の測定結果(放射性セシウム134, 137)

(1) 主灰・焼却飛灰固化物：(Bq/kg)，放流水：(Bq/L)

| 年月      | 採取日   | 主灰  | 採取日   | 焼却飛灰固化物 | 採取日   | 放流水 |
|---------|-------|-----|-------|---------|-------|-----|
| 29年 8月分 | 8/9   | 189 | 8/8   | 866     | 8/9   | 不検出 |
| 29年 9月分 | 9/13  | 270 | 9/12  | 738     | 9/13  | 不検出 |
| 29年10月分 | 10/11 | 110 | 10/10 | 876     | 10/11 | 不検出 |
| 29年11月分 | 11/8  | 190 | 11/7  | 671     | 11/8  | 不検出 |
| 29年12月分 | 12/13 | 120 | 12/12 | 748     | 12/13 | 不検出 |
| 30年 1月分 | 1/22  | 60  | 1/21  | 385     | 1/22  | 不検出 |

(2) 排出ガス：(Bq/m<sup>3</sup>)

| 試料採取日     | 円筒ろ紙部 | ドレン部 |
|-----------|-------|------|
| 29年 8月21日 | 不検出   | 不検出  |
| 29年 9月11日 | 不検出   | 不検出  |
| 29年10月16日 | 不検出   | 不検出  |
| 29年11月13日 | 不検出   | 不検出  |
| 29年12月11日 | 不検出   | 不検出  |
| 30年 1月22日 | 不検出   | 不検出  |

### 3 空間放射線量測定結果の経過について

(1) 工場柏市南部クリーンセンター周辺の空間放射線量測定の結果について



※この放射線量マップにつきましては、平成17年の現地調査をもとに作成した都市計画図を編集したものを使用しています。

測定結果 ( $\mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト)/時)

| 測定日       | 測定高  | ①    | ②    | ③    | ④    | ⑤    | ⑥    | ⑦    | ⑧    | ⑨    |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| H28. 3. 2 | 5cm  | 0.10 | 0.07 | 0.08 | 0.08 | 0.05 | 0.04 | 0.04 | 0.06 | 0.12 |
| H29. 3. 1 |      | 0.10 | 0.07 | 0.10 | 0.07 | 0.08 | 0.04 | 0.05 | 0.07 | 0.13 |
| H30. 3. 2 |      | 0.07 | 0.06 | 0.08 | 0.07 | 0.04 | 0.06 | 0.03 | 0.06 | 0.08 |
| H28. 3. 2 | 50cm | 0.12 | 0.07 | 0.08 | 0.09 | 0.06 | 0.04 | 0.03 | 0.06 | 0.12 |
| H29. 3. 1 |      | 0.10 | 0.05 | 0.07 | 0.07 | 0.06 | 0.05 | 0.04 | 0.05 | 0.10 |
| H30. 3. 2 |      | 0.07 | 0.06 | 0.08 | 0.07 | 0.05 | 0.05 | 0.05 | 0.06 | 0.09 |
| H28. 3. 2 | 1m   | 0.11 | 0.07 | 0.06 | 0.07 | 0.06 | 0.04 | 0.04 | 0.05 | 0.11 |
| H29. 3. 1 |      | 0.08 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.06 | 0.06 | 0.04 | 0.07 | 0.11 |
| H30. 3. 2 |      | 0.07 | 0.07 | 0.05 | 0.07 | 0.05 | 0.05 | 0.03 | 0.06 | 0.09 |

(2) 仮保管庫周辺の空間放射線量測定の結果について



測定結果 ( $\mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト)/時)

| 測定日       | 測定高 | ①     | ②     | ③     | ④     | ⑤     |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| H28. 3. 2 | 1m  | 0.079 | 0.09  | 0.076 | 0.073 | 0.107 |
| H29. 3. 1 |     | 0.063 | 0.067 | 0.061 | 0.076 | 0.072 |
| H30. 3. 2 |     | 0.059 | 0.074 | 0.073 | 0.072 | 0.076 |

## 第4 その他

### 1 飛灰固化物の水銀溶出について

第36回（第22回定例会）柏市第二清掃工場委員会（平成28年3月25日）の資料において、1月に実施した飛灰固化物の水銀濃度が基準値を超えないまでも通常より高い濃度になったことについて継続して調査検討した結果を報告します。

表1に平成27年4月から平成30年1月までに約3年間の分析結果を示し、表2に平成28年2月に実施した追加調査の結果を示してあります。また、表3は平成27年度（一部）の水銀と鉛の濃度を示してあります。

表1からは12月、1月に水銀が高くなる傾向があり、一方で、表3からはこの期間の鉛の濃度は低くなる傾向があることがわかります。

当工場では、重金属（水銀や鉛など）の溶出を防止するためにキレートを添加しています。このキレートは重金属を化学結合させて溶出を防ぐものです。

なお、キレート添加量については柏市のごみに含まれる重金属の量から計算して設定しています。

しかし、ごみ質が大幅に変化する場合はキレートの添加量をコントロールすることは大変難しくなります。

これは、水銀はキレート添加量が多くなると溶出しやすくなり、逆に鉛は添加する量が少なくなると溶出しやすくなることが判っているからです。

そこで、重金属の溶出をさらに防止するため、新たに「活性白土」を使用することとし、平成28年5月から実験室レベルの試験を実施し、さらに、7月から実機運転を開始しました。

この活性白土は、活性炭のように微細な空洞が多くあり、重金属を物理的に捕獲することで溶出する量を減少させることが判っています。

この結果、平成28年7月から現在まで水銀、鉛いずれも安定した数値になっており、特に鉛は平成28年7月から現在まで0.01未満です。

以上の結果から今後も重金属の溶出を抑えるため、キレートと活性白土を併用した現在の方法を継続していくこととします。

平成 27 年 4 月より平成 30 年 3 月 1 日までの分析値一覧表（表 1）

| 平成 27 年度  |           |         | 平成 28 年度  |           |         | 平成 29 年度  |           |         |
|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|
| 月 日       | 分析値(mg/l) |         | 月 日       | 分析値(mg/l) |         | 月 日       | 分析値(mg/l) |         |
|           | Hg        | Pb      |           | Hg        | Pb      |           | Hg        | Pb      |
| 4 月 15 日  | 0.0005 未満 | 0.02    | 4 月 1 日   | 0.0005 未満 | 0.06    | 4 月 11 日  | 0.0005 未満 | 0.01 未満 |
| 5 月 13 日  | 0.0005 未満 | 0.15    | 5 月 17 日  | 0.0005 未満 | 0.09    | 5 月 9 日   | 0.0005 未満 | 0.01 未満 |
| 6 月       | 未実施       | 未実施     | 6 月       | 未実施       | 未実施     | 6 月       | 未実施       | 未実施     |
| 7 月 24 日  | 0.0005 未満 | 0.04    | 7 月 27 日  | 0.0005 未満 | 0.01 未満 | 7 月 4 日   | 0.0005 未満 | 0.01 未満 |
| 8 月 12 日  | 0.0005 未満 | 0.1     | 8 月 18 日  | 0.0005 未満 | 0.01 未満 | 8 月 8 日   | 0.0005 未満 | 0.01 未満 |
| 9 月 16 日  | 0.0005 未満 | 0.01    | 9 月 23 日  | 0.0005 未満 | 0.01 未満 | 9 月 1 日   | 0.0005 未満 | 0.01 未満 |
| 10 月 14 日 | 0.0005 未満 | 0.03    | 10 月 12 日 | 0.0005 未満 | 0.01 未満 | 10 月 18 日 | 0.0008    | 0.01 未満 |
| 11 月 13 日 | 0.0005 未満 | 0.02    | 11 月 16 日 | 0.0005 未満 | 0.01 未満 | 11 月 16 日 | 0.0005 未満 | 0.01 未満 |
| 12 月 14 日 | 0.0023    | 0.01 未満 | 12 月 5 日  | 0.0005 未満 | 0.01 未満 | 12 月 5 日  | 0.0005 未満 | 0.01 未満 |
| 1 月 20 日  | 0.0043    | 0.01 未満 | 1 月 30 日  | 0.0016    | 0.01 未満 | 1 月 23 日  | 0.0007    | 0.01 未満 |
| 2 月 17 日  | 0.0015    | 0.01 未満 | 2 月 10 日  | 0.0007    | 0.01 未満 | 2 月       | 未実施       |         |
| 3 月 9 日   | 0.0005 未満 | 0.01    | 3 月 10 日  | 0.0005 未満 | 0.01 未満 | 3 月       | 未実施       |         |

平成 28 年 2 月の分析値一覧表（表 2）

| 月日            | 2 月 7 日 | 2 月 8 日 | 2 月 9 日   | 2 月 10 日  | 2 月 17 日 |
|---------------|---------|---------|-----------|-----------|----------|
| 分析値<br>(mg/L) | 0.0027  | 0.0022  | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0015   |

平成 27 年度の Hg、Pb 溶出量分析値一覧表（表 3）

| 測定日       | 測定結果      |          |           |          | 基準値  |
|-----------|-----------|----------|-----------|----------|--|
|           | 1 号炉      |          | 2 号炉      |          |  |
|           | Hg(mg/L)  | Pb(mg/L) | Hg(mg/L)  | Pb(mg/L) |  |
| 8 月 11 日  | —         | —        | 0.0005 未満 | 0.10     | Hg<br>0.005mg/L 以下<br><br>Pb<br>0.3mg/L 以下 |
| 9 月 15 日  | —         | —        | 0.0005 未満 | 0.01     |  |
| 10 月 14 日 | 0.0005 未満 | 0.03     | —         | —        |  |
| 11 月 13 日 | 0.0005 未満 | 0.02     | —         | —        |  |
| 12 月 12 日 | 0.0023    | 0.01 未満  | —         | —        |  |
| 1 月 20 日  | —         |          | 0.0043    | 0.01 未満  |  |

## 2 騒音の評価月の変更について

先ほどご説明しましたように12月に改めて調査した騒音は全ての地点で基準を超えていない結果になりました。特に継続的な外部騒音もなく施設からの騒音を調査できたものと考えています。

昨年の騒音調査（平成29年7月16日）については、前委員会で報告しましたように虫（セミ）の鳴き声により施設からの騒音だけを調査できませんでした。

今後も、セミが鳴かない7月上旬に調査を行う予定ではありますが、雨等により上部に調査できないことが今後も予想されるため、評価月を11月に変更するものです。

なお、7月については今後も補完的な調査（調査地点を減少させて）として継続していきます。

**第5 柏市第二清掃工場委員会および柏市第二清掃工場運営委員会の  
実施状況及び今後の日程について**

| 開催日               | 委員会名       | 主な議題  |
|-------------------|------------|---|
| 平成 17 年 9 月 30 日  | 第 1 回定例会   | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                        |
| 平成 17 年 11 月 11 日 | 第 8 回臨時会   | 1 飛灰固化物（溶融）の基準値超過に対する原因究明及び改善措置等<br>2 その他           |
| 平成 18 年 2 月 10 日  | 第 9 回臨時会   | 1 飛灰固化物砒素溶出対策の検証<br>2 その他                           |
| 平成 18 年 3 月 29 日  | 第 2 回定例会   | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 飛灰固化物砒素等溶出対策のまとめ<br>3 その他  |
| 平成 18 年 9 月 29 日  | 第 3 回定例会   | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                        |
| 平成 19 年 3 月 27 日  | 第 4 回定例会   | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                        |
| 平成 19 年 9 月 28 日  | 第 5 回定例会   | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 周辺住民への情報提供<br>3 その他        |
| 平成 19 年 12 月 1 日  | 第 1 0 回臨時会 | 1 煙突鏝飛散対策のについて<br>2 その他                             |
| 平成 20 年 3 月 27 日  | 第 6 回定例会   | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                        |
| 平成 20 年 9 月 30 日  | 第 7 回定例会   | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                        |
| 平成 21 年 3 月 26 日  | 第 8 回定例会   | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                        |
| 平成 21 年 9 月 30 日  | 第 9 回定例会   | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                        |
| 平成 22 年 3 月 26 日  | 第 1 0 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                        |
| 平成 22 年 9 月 29 日  | 第 1 1 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                        |
| 平成 23 年 3 月 25 日  | 第 1 2 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 東北地方太平洋沖地震発生による対応<br>3 その他 |
| 平成 23 年 4 月 20 日  | 第 1 1 回臨時会 | 1 飛灰固化物における鉛の規準値超過<br>2 その他                         |

|                  |            |   |
|------------------|------------|---|
| 平成 23 年 7 月 13 日 | 第 1 2 回臨時会 | 1 飛灰固化物における鉛の規準値超過<br>2 放射能に汚染されたごみの焼却灰に関する対応について<br>3 その他  |
| 平成 23 年 9 月 30 日 | 第 1 3 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 放射性物質対応経過<br>3 地震時運転マニュアル<br>4 その他 |
| 平成 24 年 3 月 28 日 | 第 1 4 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 放射性物質対応経過<br>3 地震時運転マニュアル<br>4 その他 |
| 平成 24 年 6 月 6 日  | 第 1 3 回臨時会 | 1 焼却灰仮保管施設について  |
| 平成 24 年 9 月 28 日 | 第 1 5 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 放射性物質対応経過<br>3 地震時運転マニュアル<br>4 その他 |
| 平成 25 年 3 月 28 日 | 第 1 6 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 放射性物質対応経過<br>3 その他                 |
| 平成 25 年 9 月 27 日 | 第 1 7 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 放射性物質対応経過<br>3 その他                 |
| 平成 25 年 11 月 1 日 | 第 1 4 回臨時会 | 1 柏市第二清掃工場内小規模爆発について  |
| 平成 26 年 3 月 28 日 | 第 1 8 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                                |
| 平成 26 年 9 月 26 日 | 第 1 9 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                                |
| 平成 27 年 3 月 27 日 | 第 2 0 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                                |
| 平成 27 年 10 月 2 日 | 第 2 1 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                                |
| 平成 28 年 3 月 25 日 | 第 2 2 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                                |
| 平成 28 年 9 月 30 日 | 第 2 3 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                                |
| 平成 29 年 3 月 24 日 | 第 2 4 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                                |
| 平成 29 年 9 月 29 日 | 第 2 5 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他                                |

|                            |            |                              |
|----------------------------|------------|------------------------------|
| 平成 30 年 3 月 23 日<br>(本日)   | 第 2 6 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他 |
| 平成 30 年 9 月 28 日<br>(次回予定) | 第 2 7 回定例会 | 1 監視項目等の測定結果及び報告事項他<br>2 その他 |